港区の防災危機管理

令和８年度（2026年度）版　　事業概要

港区防災危機管理室

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

目　次

総説

港区基本構想について …… 1
港区基本計画について …… 2
港区基本計画の政策とＳＤＧｓとの関係 …… 4
防災危機管理室の組織図及び現員 …… 6
防災危機管理室の主な事務 …… 7
防災危機管理室の令和７年度決算額 …… 8

防災課

港区防災対策基本条例 …… 9
港区防災会議 …… 11
港区地域防災計画 …… 14
港区業務継続計画（ＢＣＰ）震災・風水害編 …… 15
港区災害対策本部 …… 16
水防本部 …… 18
総合防災訓練（機関・地域） …… 20
地域災害情報システム等の運用 …… 21
備蓄倉庫・備蓄物資の充実 …… 24
マンホールトイレの整備 …… 27
災害時の民間応急協力事務 …… 28
大規模被災地への支援 …… 29
津波対策 …… 31
風水害対策 …… 32
地下街の災害対策 …… 34
港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金 …… 35

防災危機対応力強化担当

帰宅困難者対策の推進 …… 38
共同住宅の震災対策 …… 40
防災住民組織育成・地域防災協議会支援 …… 44
防災アドバイザー派遣 …… 46
防災学校 …… 47
消防団活動への助成 …… 48
防災知識の普及・啓発 …… 50
防災用品あっせん事業 …… 51
家具転倒防止器具等助成及び取付支援 …… 53
在宅避難支援事業 …… 55
危機対応向上訓練等 …… 56
港区業務継続計画（ＢＣＰ）新型インフルエンザ編 …… 57
新型インフルエンザ等対策物資の充実 …… 58
国民保護対策 …… 59
港区安全の日 …… 60
区有施設安全総点検 …… 62
区有施設安全管理講習会 …… 63
エレベーター等安全管理セミナー …… 64

生活安全担当

安全で安心できる港区にする条例 …… 65
港区暴力団排除条例 …… 66
港区客引き行為等の防止に関する条例（客引き防止プロジェクト） …… 68
港区生活安全行動計画 …… 70
生活安全活動の支援
（１）港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会 …… 71
（２）安全・安心まちづくり推進地区の取組（六本木地区） …… 80

（３）安全・安心まちづくり推進地区の取組（赤坂地区）…… 82
「港区と区内警察署との生活安全に関する覚書」に基づく連絡調整会議… 84
安全で安心できる港区にする条例に基づく表彰 …… 85
防犯設備の整備促進（建築に伴う事前協議） …… 87
防犯カメラ等の設置支援等 …… 88
住まいの防犯対策助成事業 …… 91
共同住宅防犯対策助成事業 …… 92
落書き消去支援 …… 93
区民防犯研修会 …… 94
特殊詐欺被害防止対策の推進 …… 97
みんなと安全安心ハンドブック …… 98
メールによる防犯情報の提供 …… 99
みんなとパトロール …… 100
子どもの見守り活動の支援 …… 101
ながら見守り連携事業 …… 102
ＭＩＮＡＴＯフラッグ制度 …… 103
防犯カメラ貸与事業 …… 104

総　　説

港区基本構想について
港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。

港区基本計画について
港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。
各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。

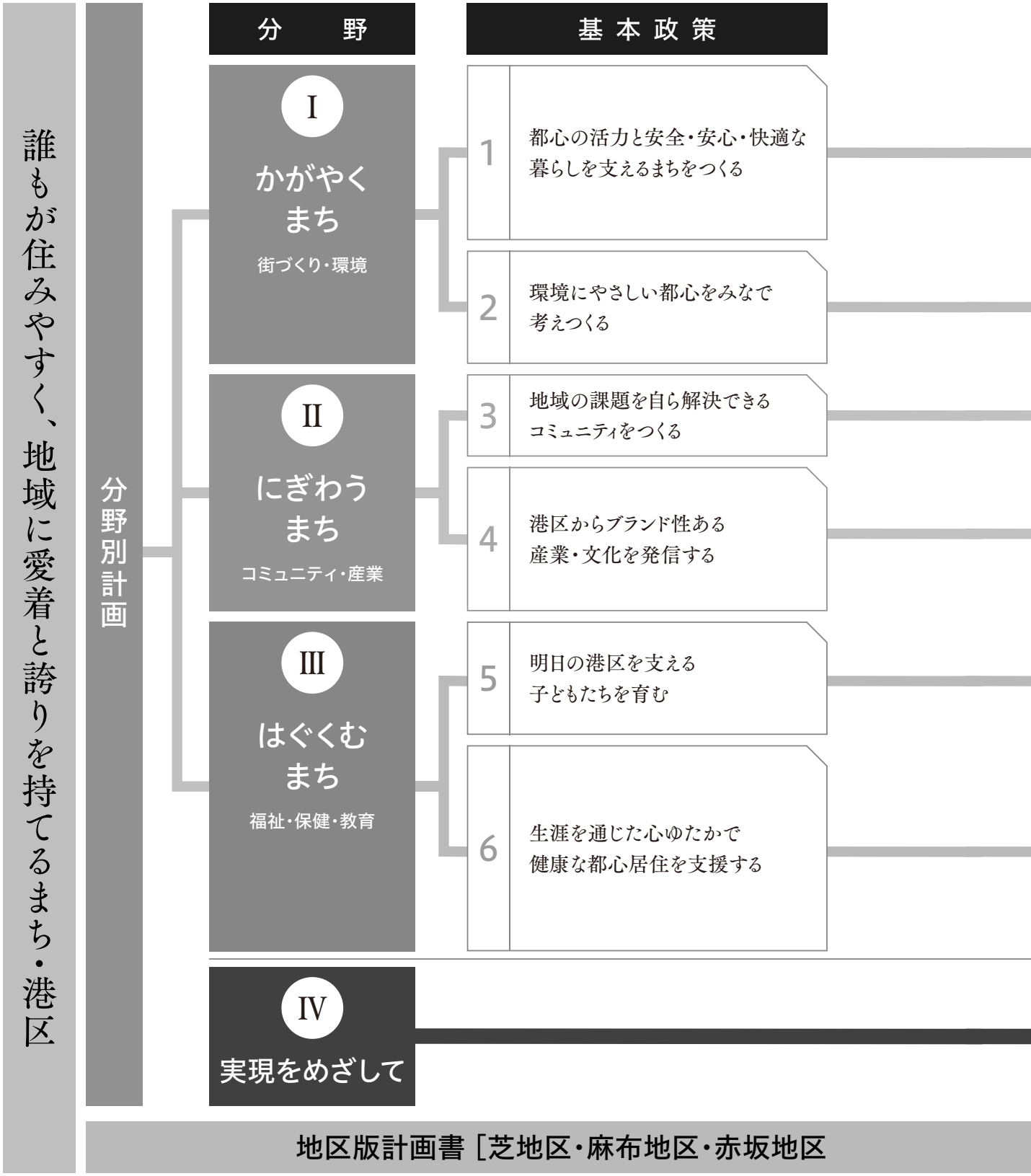

政　　策

1　多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
2　世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
3　快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
4　自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
5　安全で安心して暮らせる都心をつくる

6　持続可能な循環型の都心づくりを進める
7　人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
8　環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

9　参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
10　豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

11　伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
12　港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
13　港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
14　豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

15　健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
16　子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
17　就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

18　地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
19　高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
20　障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
21　区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
22　誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
23　区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

24　先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
25　平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
26　行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

・高輪地区・芝浦港南地区］別冊

港区基本計画の政策とＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、ＮＰＯなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

ＳＤＧｓが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とＳＤＧｓとの関連を明らかにし、ＳＤＧｓを踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

目標1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標2 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

目標3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標8 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

目標13 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

目標14 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

目標15 陸の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

	政策	SDGs
1	多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	4 9 11 13 15 17
2	世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	3 4 5 6 9 11 13 15 17
3	快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	3 7 9 11 17
4	自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	1 5 6 11 13 17
5	安全で安心して暮らせる都心をつくる	1 4 10 11 12 14 15 16 17
6	持続可能な循環型の都心づくりを進める	2 3 4 8 9 11 12 13 14 15 17
7	人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	3 4 6 7 8 9 11 13 14 15 17
8	環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	3 4 7 11 12 13 14 15 17
9	参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	11 17
10	豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	3 4 10 16 17
11	伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	4 8 9 17
12	港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4 8 9 12 17
13	港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	8 12 17

SDGsとは

平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。

目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

目標10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する

目標11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

目標12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

政策	SDGs
14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める	4, 10, 11, 16, 17
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する	1, 2, 3, 4, 5, 10, 11, 16, 17
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する	3, 4, 10, 11, 16, 17
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する	3, 4, 5, 8, 17
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する	1, 3, 4, 8, 10, 11, 17
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する	3, 8, 10, 11, 16, 17
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する	3, 8, 10, 16, 17
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する	1, 2, 3, 4, 5, 12, 16, 17
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する	3, 4, 10, 17
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する	4, 11, 17
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する	9, 11, 16, 17
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する	1, 3, 4, 5, 8, 10, 11, 16, 17
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する	4, 8, 9, 11, 12, 13, 15, 16, 17

防災危機管理室の組織図

令和８年４月１日現在

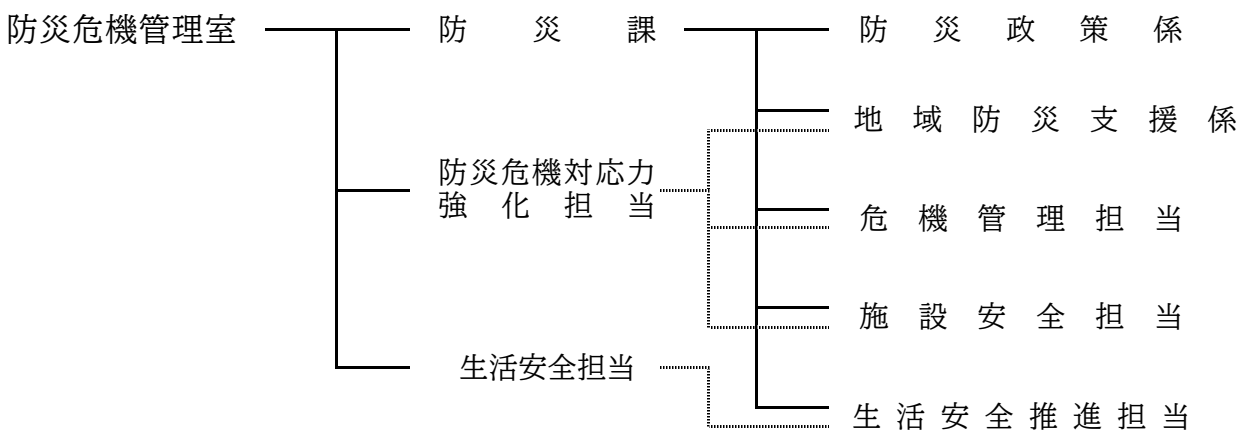

防災危機管理室の現員（令和８年４月１日現在）

（単位：人）

		部長級	課長級	係長級	係　員	計
防　災　課	防災政策係	1	1	1	9	12
	地域防災支援係			2	4	6
	危機管理担当			1	1	2
	施設安全担当			1		1
	生活安全推進担当			1	3	4
防災危機対応力強化担当			1			1
生活安全担当			1			1
計		1	3	6	17	27

防災危機管理室の主な事務

課（担当）	係（担当）	担当の事務事業
防災課	防災政策係	1　港区災害対策本部に関すること。 2　被災地支援に関すること。 3　防災行政無線（水位・雨量計及び計測震度計を含む。）に関すること。 4　防災施設及び資機材の整備及び維持管理に関すること。 5　災害対策の推進及び総合調整に関すること。 6　防災訓練（機関訓練）及び職員訓練に関すること。 7　港区地域防災計画に関すること。 8　港区防災会議に関すること。 9　港区業務継続計画（震災・風水害編）に関すること。 10　室の予算及び決算に関すること。 11　室の調整及び管理運営に関すること。 12　課内他の係等に属しないこと。
防災危機対応力強化担当	地域防災支援係	1　防災知識等の普及啓発事務の統括に関すること。 2　防災住民組織及び総合支所との調整に関すること。 3　消防団事務の統括に関すること。 4　災害時における要配慮者対策の推進に関すること。 5　共同住宅における震災対策の推進に関すること。 6　帰宅困難者対策の推進に関すること。
	危機管理担当	1　危機管理対策の総合調整に関すること。 2　危機管理の情報の収集及び提供に関すること。 3　国民保護対策の総合調整に関すること。 4　港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に関すること。
	施設安全担当	1　庁舎等区有施設の安全対策及びそれに係る特命事項に関すること。
生活安全担当	生活安全推進担当	1　生活安全に係る計画及び調整に関すること。 2　生活安全意識の普及啓発に関すること。 3　港区生活安全協議会に関すること。 4　その他生活安全活動の推進に関すること。

防災危機管理室の令和７年度決算額

（単位：円）

款	項	目	中事業	小事業	令和７年度決算額
総務費					**2,278,485,676**
	総務管理費				**2,278,485,676**
		防災対策費			**1,902,780,203**
			地震などの自然災害の防災対策の充実		1,552,846,638
				防災課運営	3,777,364
				防災会議	305,940
				港区業務継続計画（震災編）改定	7,700,000
				帰宅困難者対策	79,781,661
				災害対策本部	213,326,640
				災害対策本部のデジタル化	69,100,900
				水害等応急対策	4,118,955
				防災施設等維持管理	17,720,893
				災害時における情報収集・情報発信の強化	33,618,200
				港区防災ラジオ	19,779,827
				防災行政無線等維持管理	125,120,851
				移動系無線更新	201,040,400
				地域災害情報システム維持管理	134,782,407
				ＣＡＴＶ専用端末等維持管理	3,927,982
				災害時における衛星通信環境の整備	70,933,500
				水位・雨量観測システム等維持管理	16,112,604
				被災者生活再建支援システム維持管理	8,272,000
				震災復興等感染拡大防止基金利子積立金	520,461,000
				共同住宅の震災対策	21,065,514
				区民避難所におけるペットの受入れ体制	1,900,000
			災害に強い体制の強化		263,391,774
				備蓄物資整備	259,969,374
				被災地支援	3,422,400
			地域の防災力の向上		86,541,791
				防災住民組織育成・支援	2,669,409
				災害時要配慮者支援	5,082,664
				総合防災訓練	10,226,743
				防災知識普及・啓発	6,247,500
				在宅避難支援事業	51,996,940
				防災用品あっせん	2,272,675
				家具転倒防止対策等促進事業	8,045,860
		消防団費			**29,460,352**
			地域の防災力の向上		29,460,352
				消防団支援	29,460,352
		一般管理費			**346,245,121**
			危機管理体制の強化		23,445,340
				危機管理対策	3,914,163
				港区安全の日	304,600
				区有施設安全管理	2,462,056
				安全安心施設対策基金利子積立金	16,764,521
			安全で安心できるまちづくりの推進		322,799,781
				生活安全意識・知識の向上	1,158,500
				犯罪が起きにくい環境づくりの推進	1,909,758
				生活安全に関するネットワークの強化	1,104,449
				客引き防止プロジェクト	317,413,444
				特殊詐欺被害防止対策	1,213,630

防　災　課

港区防災対策基本条例	防　災　課

概　　要

災害発生時に区民の生命と貴重な財産を守るためには、区・区民・事業者が「自助」・「共助」・「公助」という防災の基本理念に基づき、それぞれが果たすべき役割と責任の中で、防災対策を進めることが必要です。平成23年10月、区は防災対策の基本理念や区・区民・事業者が取り組むべき基本的事項を定め、今後の区の防災対策を総合的に推進することを目的として条例を制定しました。

内　　容

【区の責務等】

（1）責務

① 区民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施するとともに防災体制を整備します。

② 防災対策を進めるに当たり、区民、事業者、防災住民組織、防災関係機関、ボランティア等との連携に平常時から努めます。また、国、東京都及び他の区市町村とも連携して防災対策を進めます。

③ 区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めます。

（2）施策

① 港区地域防災計画の推進

② 港区防災街づくり整備指針の推進

③ 避難所・備蓄物資の整備

④ 防災住民組織の育成や活動の支援

【区民の責務等】

（1）責務

① 自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、お互いに協力し合い、地域の安全確保に努めます。

② 特に、次の事項について、自ら災害に備えます。

・建築物その他の工作物の安全性の向上
・家具の転倒防止
・出火の防止
・初期消火に必要な用具の準備
・飲料水、食料等生活必需品の備蓄
・避難の経路、場所及び方法についての確認
・防災に関する知識及び技術の習得

③ 区等が実施する防災講演会や訓練、地域の防災対策活動への協力や参加に努めます。

（２）施策

① 家庭内での備蓄や家具の転倒防止の推進

② 防災に関する知識と技術の習得

③ 高層住宅等の震災対策

④ 地域の防災対策活動への協力・参加

【事業者の責務等】

（１）責務

① 管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員や来所者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めます。

② 防災住民組織等との連携を図り、地域の自主的な防災対策活動に協力するとともに、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めます。

③ 災害時には、従業員及び顧客の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資（ヘルメットや毛布など）を備蓄するよう努めます。

（２）施策

① 施設及び設備の安全性の確保

② 従業員・来所者等の安全の確保

③ 地域の防災対策活動への参加・協力

④ 帰宅困難者対策

制定・施行

平成 23 年 10 月

港区防災会議	防　災　課

概　　要

区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、区、東京都、指定行政機関等の防災関係機関が一体となり総合的な防災計画を立てて災害対策を推進しています。

内　　容

港区の防災対策の基本となる港区地域防災計画を策定して、その推進を図ります。また、区内に災害が発生した場合は、関係機関等が相互に協力して、災害に関する情報を収集し、対策を講じます。

根拠法令等

災害対策基本法
港区防災会議条例

事業開始時期

昭和 38 年７月

事業の状況

防災会議は、会長（区長）と委員で組織しています。委員は、区議会議員（議長、副議長）、国（国道事務所、海上保安庁、陸上自衛隊）、東京都（建設局、交通局、水道局、下水道局、港湾局）、警察署、消防署、消防団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本郵便（株）、ＮＴＴ東日本（株）、東京ガス（株）、東京電力パワーグリッド（株）、民間交通機関、防災住民組織代表、学識経験者、福祉団体代表者などで構成されています。

【委　　員】計 67 名（令和８年４月１日現在）

【開催経過】

年度	月日	種別	内容
3	7月2日	第1回防災会議幹事会 （書面会議）	港区地域防災計画(令和３年８月修正)について(案)
	8月10日	第1回防災会議 （書面会議）	港区地域防災計画(令和３年８月修正)について(案)
	1月11日	第２回防災会議幹事会	港区地域防災計画(令和４年３月修正)(素案)について
	1月18日	第２回防災会議	港区地域防災計画(令和４年３月修正)(素案)について
	3月18日	第３回防災会議幹事会 （書面会議）	港区地域防災計画(令和４年３月修正)について(案)
	3月29日	第３回防災会議 （書面会議）	港区地域防災計画(令和４年３月修正)について(案)
4	3月16日	第1回防災会議幹事会	港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果について 港区業務継続計画（震災編）の一部改定について 令和４年度及び令和５年度の区の防災の取組について
	3月28日	第1回防災会議	港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果について 港区業務継続計画（震災編）の一部改定について 令和４年度及び令和５年度の区の防災の取組について
5	11月16日	第1回防災会議幹事会	港区地域防災計画（令和６年３月修正）（素案）について
	12月7日	第1回防災会議	港区地域防災計画（令和６年３月修正）（素案）について
	3月12日	第２回防災会議幹事会	港区地域防災計画（令和６年３月修正）（案）について 港区防災 Web ポータルサイトの開設について 令和６年能登半島地震における被災自治体への区の支援について
	3月14日	第２回防災会議	港区地域防災計画（令和６年３月修正）（案）について 港区防災 Web ポータルサイトの開設について 令和６年能登半島地震における被災自治体への区の支援について
6	3月4日	第1回防災会議幹事会	港区業務継続計画（ＢＣＰ）の改定について 令和６年度及び令和７年度の区の防災の取組について
	3月25日	第1回防災会議	港区業務継続計画（ＢＣＰ）の改定について 令和６年度及び令和７年度の区の防災の取組について

年度	月日	種別	内容
7	2月26日	第1回防災会議幹事会	新たな防災気象情報運用開始に伴う避難情報発令基準の改定について 地域防災計画における減災目標の達成状況と今後の取組について 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の更新について
	3月24日	第1回防災会議	新たな防災気象情報運用開始に伴う避難情報発令基準の改定について 地域防災計画における減災目標の達成状況と今後の取組について 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の更新について

港区地域防災計画	防　災　課

概　　要

港区の防災対策の基本となる計画として、災害対策基本法に基づき、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定しています。

内　　容

区、東京都及び防災関係機関等の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の計画を定め、総合的な災害対策を推進するために必要な事項を定めています。

根拠法令等

災害対策基本法

事業開始時期

昭和39年６月

関係発行物

「港区地域防災計画」概要版（令和６年３月修正）
「港区地域防災計画」震災編（令和６年３月修正）
「港区地域防災計画」震災資料編（令和６年３月修正）
「港区地域防災計画」風水害編（令和６年３月修正）

事業の状況

国や東京都の上位計画及び関係法令等との整合を図るほか、区独自で行った首都直下地震被害想定の調査・分析結果等を踏まえ、より実効性の高い計画としています。

【港区地域防災計画（令和６年３月修正）のポイント】
（１）建築物等の更なる耐震対策の促進
（２）帰宅困難者対策の強化
（３）要配慮者の安全確保
（４）区の特性を踏まえた、マンション等の共同住宅における防災活動
（５）情報収集・伝達体制の整備
（６）避難体制の整備
（７）複合災害対策
（８）「港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果の反映」に関わる事項

港区業務継続計画（ＢＣＰ）震災・風水害編	防　災　課

概　　要

首都直下地震などの災害が発生した際に、限られた人員や資機材などの資源を効率的かつ効果的に投入し、業務の継続と平常時の業務レベルへの早期復旧を図るため、区として最優先に行うべき業務を事前に定め、区民の生命、身体、財産を保護するとともに、区民生活に必要な都市機能を維持することを目的として平成 21 年度に策定した港区業務継続計画（Business Continuity Plan =BCP）に基づき、非常時における即時対応体制を構築し、BCP のマネジメントを推進します。

内　　容

港区業務継続計画「震災・風水害編」は、災害時に優先的に実施すべき業務（緊急時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的としたものです。

令和６年度には、近年の災害状況や東京都業務継続計画の改定等を踏まえ、想定する災害に風水害を追加し、想定する緊急時優先業務の対象期間を２週間から１か月にするなど、区の災害時の業務継続の実効性を確保するため、計画の一部を改定しました。

また、限られた人員や資機材等を最大限活用するため対応業務に関連するマニュアルを整備し、今後も研修・訓練等を通じた点検を重ね、必要に応じて改定していきます。

事業開始時期

平成 21 年４月

事業の状況

平成 21 年度　港区業務継続計画「震災編」策定
平成 22 年度　港区業務継続計画マネジメント支援訓練の実施及び検証
　　港区業務継続計画「震災編」の改定及びマニュアルの整備
平成 26 年度　港区業務継続計画「震災編」の改定
平成 30 年度　港区業務継続計画「震災編」の改定
令和４年度　港区業務継続計画「震災編」の改定
令和６年度　港区業務継続計画「震災・風水害編」の改定

※　訓練の実施状況については、「港区災害対策本部」16 頁に記載しています。

※　港区業務継続計画は、「震災・風水害編」と「新型インフルエンザ編」からなり、「新型インフルエンザ編」については、57 頁に記載しています。

港区災害対策本部	防　災　課

概　　要

港区で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区民の生命や財産を災害から守るために港区災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施します。災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、非常配備態勢の整備や各防災関係機関との協力体制の強化など、さまざまな対策を講じています。

なお、区役所・支所改革に伴い、港区災害対策本部組織を平成 18 年４月に改正し、区民に最も身近な区政の拠点として、所管地域内の行政事務を総合的に司る機関として位置づけられた総合支所を、災害時には「災害対策地区本部」と位置づけ、身近な地域で迅速かつきめ細かな災害応急活動を実施する体制を整えました。

内　　容

（１）職員は、非常配備態勢に定める災害等が発生した場合は、港区災害対策本部又は災害対策地区本部に参集し、迅速に災害応急対策を実施します。

（２）夜間や休日等勤務時間外に災害が発生した場合にも素早い対応ができるよう、区の課長相当以上の職員が輪番制等によって、待機しています。また、平成 21 年度には災害対策用職務住宅を設置し、災害発生時の初動態勢にある職員の指揮・監督を行う管理職の要員を確保して、24 時間体制で災害の発生に備えています。

（３）夜間、休日等勤務時間外に、港区内で震度５強の地震が発生した場合、自動的に第３非常配備態勢職員に、震度６弱以上の地震が発生した場合は、自動的に第４非常配備態勢職員に動員指令が発せられたこととし、職員は直ちに参集します。

（４）災害対策本部態勢が整うまでの間、災害に対処する特別非常配備態勢を整備しています。特別非常配備態勢は、災害対策職員住宅居住職員等指定された職員で編成しています。

（５）港区防災行政無線や東京都防災行政無線システムを活用して、災害時における防災関係機関との緊密な連絡態勢をとっています。

根拠法令等

災害対策基本法
港区災害対策本部条例
港区災害対策本部運営要綱
港区災害対策用職務住宅の設置及び管理に関する要綱

事業開始時期

昭和 38 年

事業の状況

災害時における円滑な応急対策活動体制を確保するため、港区業務継続計画【震災・風水害編】を令和７年３月に改定し、各種マニュアルを作成・更新するとともに、令和７年度は次のような訓練を実施しました。

- 総合防災訓練（機関・地域）：20 頁参照
- 職員参集訓練：新規採用職員等を対象に実施

災害対策本部態勢図（令和８年４月１日現在）

○本部長室会議
災害対策本部長
・区　長
災害対策副本部長
・副区長
・副区長
・教育長
災害対策本部員
・（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）地区総合支所長
・みなと保健所長
・子ども家庭支援部長
・児童相談所長
・街づくり支援部長
・水辺整備推進担当部長
・企画経営部長
・用地・施設活用担当部長
・防災危機管理室長
・総務部長
・会計管理者
・教育委員会事務局教育推進部長
・教育委員会事務局学校教育部長
・選挙管理委員会事務局長
・監査事務局長
・区議会事務局長
・防災課長
　上記のうち、「____」の本部員は、災害初動対応時の一定期間、本部長室会議には出席せず、それぞれの所属で災害対応に従事し、陣頭指揮に当たる。

○本部連絡員調整会議
会長
・防災課長
副会長
・企画課長
本部連絡員
・（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）地区総合支所協働推進課地区政策担当係長
・地域振興課長
・保健福祉課長
・保健予防課長
・子ども政策課長
・児童相談課長
・都市計画課長
・環境課長
・区長室長
・総務課長
・人事課長
・契約管財課長
・会計室長
・教育長室長
・学務課長
・選挙管理委員会事務局次長
・監査事務局次長
・区議会事務局次長

○本部派遣員
・芝消防署長、麻布消防署長、赤坂消防署長及び高輪消防署長が指名する各消防署の消防職員

災対防災危機管理室	災対防災課
災対芝地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対麻布地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対赤坂地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対高輪地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対芝浦港南地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対台場地区対策室	
災対産業・地域振興支援部	災対地域振興課 災対産業振興課 災対税務課
災対保健福祉支援部	災対保健福祉課 災対高齢者支援課 災対介護保険課 災対障害者福祉課 災対生活福祉調整課 災対国保年金課
災対みなと保健所	災対生活衛生課 災対保健予防課 災対健康推進課
災対子ども家庭支援部	災対子ども政策課 災対子ども若者支援課 災対保育課 災対子ども家庭支援センター
災対児童相談所	災対児童相談課
災対街づくり支援部	災対都市計画課 災対住宅課 災対建築課 災対土木課 災対土木管理課 災対開発指導課 災対地域交通課
災対環境リサイクル支援部	災対環境課 災対みなとリサイクル清掃事務所
災対企画経営部	災対企画課 災対区長室 災対財政課 災対施設課 災対情報政策課 災対 DX 推進課
災対総務部	災対総務課 災対人事課 災対契約管財課
災対会計室	
災対教育委員会事務局教育推進部	災対教育長室 災対生涯学習スポーツ振興課 災対図書文化財課
災対教育委員会事務局学校教育部	災対学務課 災対教育人事企画課 災対区立幼稚園、小・中学校
災対選挙管理委員会事務局	
災対監査事務局	
災対区議会事務局	

水防本部	各総合支所 まちづくり課 土　木　課
	防　災　課

概　　要

近年多発する集中豪雨や大型台風等を原因とする内水氾濫、河川の洪水等による道路の冠水、浸水等の被害に対し、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、消防等関係機関との連携を密にして水防活動を実施しています。

水防組織

・防災危機管理室（防災課）は、区民の避難に関する情報の収集や提供を行います。
・街づくり支援部及び各総合支所まちづくり課は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報を収集します。
・各総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設や運営、また、各総合支所内の態勢を取りまとめます。
・各総合支所協働推進課及び区民課は、状況により管理課及びまちづくり課を応援します。
・平成 27 年度から現行の体制に再編成しました。

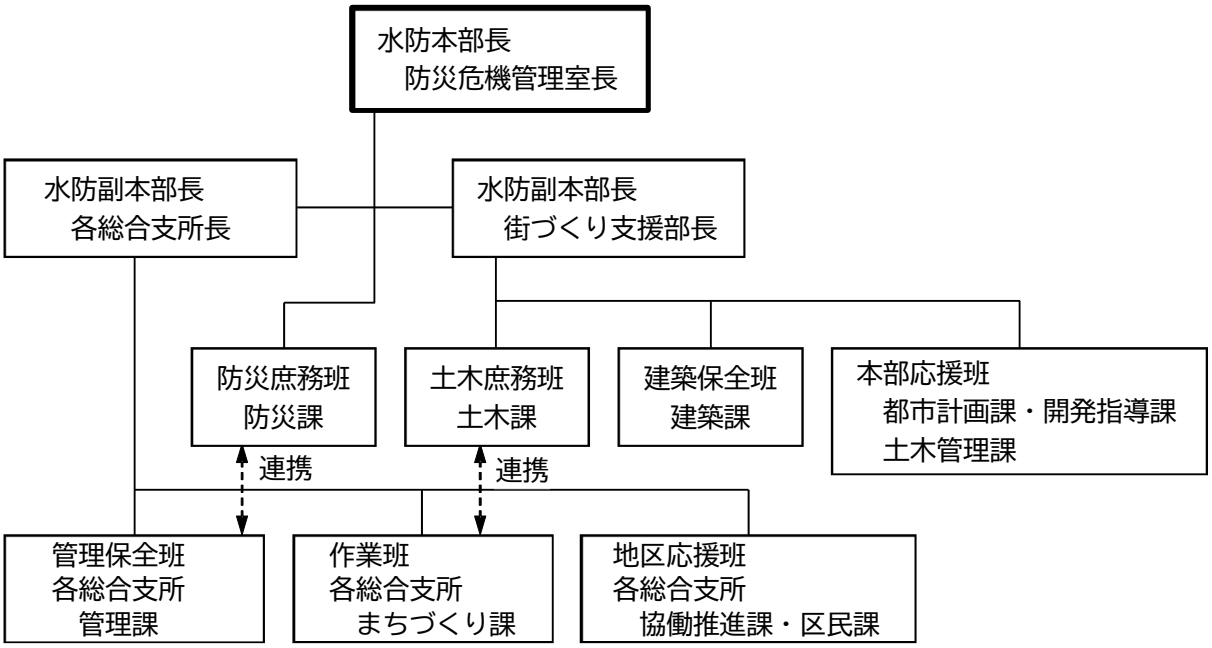

水防本部態勢

第１次非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生するおそれがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢
第２次非常配備態勢	かなりの水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢
第３次非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。全員で対応できる態勢

各班の業務

（１）防災庶務班（防災課）

① 気象、雨量、水位及び被害状況等の情報の収集、各班への連絡並びに周知
② 区民等への避難情報等の提供
③ 配置人員及び車両の掌握及び調整、指示
④ 関係機関（警察署、消防署、報道機関等）との情報連絡及び調整
⑤ 無線及び有線電話対応に関すること。
⑥ 賃金、水防費用の予算及び決算
⑦ 水防記録の整理
⑧ 民間水防協力団体との連絡及び調整
⑨ 水防法に関する業務
⑩ その他、他班に属さないこと。

（２）土木庶務班（土木課）

① 各総合支所への人員の連絡
② 関係機関（国道・都道・河川及び下水道管理者等）との情報連絡及び調整
③ 街づくり支援部内の態勢の調整指示

（３）建築保全班（建築課）

がけ等の警戒巡視

（４）本部応援班（都市計画課、開発指導課、土木管理課）

土木庶務班からの指示により、状況に応じて土木庶務班、建築保全班を応援

（５）管理保全班（各総合支所・管理課）

① 総合支所内の調整
② 自主避難施設の開設及び運営

（６）作業班（各総合支所・まちづくり課）

① 水防資器材（土のう、スコップ等）の点検、購入及び輸送
② 水防資器材の貸出し
③ 危険箇所及び管内の警戒巡視
④ 所管排水機場の巡回、点検及び操作
⑤ 古川支流水門操作の指示
⑥ 河川及び海岸の監視
⑦ 道路の通行禁止及び制限（「道路法」第 46 条関係）
⑧ 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置
⑨ 所管工事現場の警戒巡視及び指示
⑩ 占用の工事に対する情報連絡及び指示
⑪ 避難誘導に関すること。
⑫ その他陳情対応
⑬ 上記項目について、所管内における関係機関との情報連絡及び対応
⑭ 上記各項目についての情報の収集並びに記録及び土木庶務班への報告

（７）地区応援班（各総合支所・協働推進課、区民課）

管理保全班からの指示により、状況に応じて作業班及び管理保全班を応援

総合防災訓練（機関・地域）	各総合支所 管理課 協働推進課
	防災課 防災危機対応力強化担当

概　　要

防災関係機関相互の連携を中心とした「機関訓練」と、防災関係機関及び地域住民等との連携を中心とした「地域訓練」に分け、実施しています。

内　　容

以下の５点を目的として実施しています。

（１）「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進すること。
（２）区民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図ること。
（３）区民及び区内事業所の協力体制を確立すること。
（４）区及び防災関係機関相互の協力体制を確立すること。
（５）港区地域防災計画の運用の習熟を図ること。

根拠法令等

港区防災対策基本条例、港区地域防災計画、港区総合防災訓練実施要綱

事業の状況

○総合防災訓練（機関）

実施日：令和７年 12 月 14 日　特別非常配備態勢の訓練

区役所、各総合支所、各避難所等において、休日・夜間に大規模災害が発生したことを想定し、被害情報の収集・伝達や災害対策本部の指示・命令系統の確認など、初動態勢の確立に必要な業務を実施しました。

○総合防災訓練（地域）

次のとおり区内７か所で実施しました。

担当総合支所	実施日	会場
芝地区総合支所	令和７年 10 月５日	芝会場（区立芝公園）
麻布地区総合支所	令和７年 10 月 19 日	麻布会場（六本木中学校）
赤坂地区総合支所	令和７年 11 月２日	赤坂会場（青山中学校）
高輪地区総合支所	令和７年 11 月９日	高輪会場（高松中学校）
芝浦港南地区総合支所	令和７年 10 月 18 日	芝浦会場（芝浦小学校）
	令和７年 11 月１日	港南会場（港南小・中学校及び港南和楽公園）
	令和７年 10 月４日	台場会場（お台場学園）

地域災害情報システム等の運用	防　災　課

概　　要

大規模な災害が発生したときに、区内の被災状況や区有施設の被害状況を速やかに収集するとともに、区民に対して適切に情報提供するため、地域災害情報システム等を運用しています。

内　　容

（１）地域災害情報システムの整備・運用

ア　地域災害情報システムは、平成 19 年度から 20 年度にかけて従来のアナログ防災行政無線（同報系、移動系）をデジタル方式化し、新たに情報系を導入しました。

イ　防災行政無線（同報系）は、区有施設や公園、民間ビル等に設置している屋外拡声子局を通じて区民に災害時の情報伝達を行う主要な手段です。

ウ　防災行政無線（移動系）は、災害時における通信の輻輳・遮断の際でも、区有施設間や警察・消防等防災関係機関との必要な通信が可能な手段です。

エ　地域災害情報システムは、被害情報の収集・整理・対策決定の支援を行うための情報処理システムです。

（２）情報収集のための機器整備

以下の機器を整備し、情報伝達のための基礎情報を収集しています。

ア　計測震度計

港区役所本庁舎に計測震度計を設置し、発生する地震の震度を観測しています。

イ　水位計

古川の水位を常時監視しています。観測地点は、以下２か所です。

（ア）新広尾公園
（イ）白金公園

ウ　雨量計

区内の雨量を常時監視しています。観測地点は、以下９か所です。

（ア）港区役所
（イ）本村小学校
（ウ）芝浦港南地区総合支所（みなとパーク芝浦）
（エ）白金小学校
（オ）青南幼稚園
（カ）日本財団ビル
（キ）高輪いきいきプラザ
（ク）はなみずき白金
（ケ）麻布十番駅

エ　J-ALERT（全国瞬時警報システム）

総務省消防庁が運用する J-ALERT を整備し、以下の情報を収集しています。

（ア）国民保護情報
（イ）緊急地震速報
（ウ）津波に関する情報
（エ）火山に関する情報
（オ）気象に関する特別警報、警報及び注意報
（カ）その他防災気象情報

（３）防災行政無線（同報系）を補完する情報伝達手段の整備

以下の機器等を整備し、防災行政無線（同報系）と併せ、情報伝達に役立てています。

ア　防災行政無線放送内容確認電話（03-5401-0742）

電話をかけることにより、防災行政無線（同報系）で放送した音声を聞くことができます。

イ　防災情報メール配信システム

防災、災害に関する情報を区民の携帯電話、スマートフォン、パソコン等に配信します。

ウ　港区公式ホームページ、X（旧 Twitter）、Facebook、LINE、デジタルサイネージ

エ　緊急速報メール（エリアメール）

オ　ケーブルテレビ水位雨量情報表示、データ放送連携

ケーブルテレビのコミュニティチャンネル及びデータ放送で、水位・雨量に関する情報や、防災、災害に関する情報を配信します。

カ　Ｌアラート

主に避難に関する情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）を東京都災害情報システム（DIS）による東京都への報告と同時に、報道機関を通じてテレビ・ラジオ・インターネット等により発信します。

キ　港区防災アプリ

港区防災アプリをインストールしている端末に、災害情報をプッシュ通知でお知らせします。

ク　港区防災ラジオ

大きな出力（200W）と電波特性による建物の回り込みがよく、建物浸透性に優れ、文字情報が受信可能な港区防災ラジオを港区に住民登録がある世帯及び団体を対象に配付し、災害情報を発信します。

ケ　港区防災ポータルサイト

避難発令情報や避難所情報、災害関連情報等を、地域災害情報システムと連携する防災情報専用の区民向けホームページ上で発信します。

根拠法令等

港区防災行政用無線局の管理及び運用規程
港区防災行政用無線局運用要領
港区防災ラジオ配付事業実施要綱

事業の状況

（１）防災行政無線（同報系）

昭和 57 年４月開局、平成 20 年３月更新(デジタル化)
平成 20 年３月放送内容確認電話導入(５回線)
平成 24 年８月放送内容確認電話増強(５回線から 30 回線)
平成 27 年３月災害対策本部機能代替防災拠点の開局
同報系各局数（令和８年４月１日現在）
・親局数：１局　・副局数：１局　・屋外拡声子局数：120 局

（２）防災行政無線（移動系）

昭和 56 年４月開局、平成 20 年３月更新（デジタル化）
平成 27 年３月災害対策本部機能代替防災拠点の開局
移動系各局数（令和８年４月１日現在）
・半固定局数：118 局　・携帯局数：21 局　・車載局数：13 局

（３）地域災害情報システム
平成 20 年３月導入
令和６年３月更新
（４）防災情報メール配信システム
平成 18 年４月導入
平成 27 年３月災害対策本部機能代替防災拠点の開局
令和５年 10 月更新
令和８年４月１日時点登録者数
・職員：699 人　・区民：12,821 人
（５）緊急速報メール（エリアメール）
平成 24 年８月運用開始（配信キャリア：docomo、au、SoftBank）
令和元年 12 月運用開始（配信キャリア：楽天モバイル）
（６）J-ALERT（全国瞬時警報システム）
平成 21 年４月導入
（７）水位・雨量観測システム
平成 12 年９月導入、平成 21 年 10 月更新
令和６年３月システム更新
（８）緊急地震速報受信装置(専用端末)
平成 20 年３月導入
平成 28 年１月更新（防災行政無線放送連携）
令和８年４月１日時点設置台数：110 台
（９）東京都防災行政無線システム
昭和 53 年９月開局
平成 26 年６月 L アラート運用開始
平成 27 年３月災害対策本部機能代替防災拠点の開局
(10) 港区防災アプリ
平成 25 年９月導入、平成 28 年３月更新（災害情報のプッシュ通知機能実装等）
令和元年 10 月更新
令和８年４月１日時点インストール者数：16,717 人
(11) 港区防災ラジオ(一般・文字表示付）※令和元年度まで「280MHz 帯防災ラジオ」
平成 29 年１月運用開始（配付対象は台場地域、区内全域の聴覚障害者）
平成 30 年６月配付対象を区内全域の防災行政無線が聞きとりにくい世帯に拡大
令和２年４月配付対象を港区に住民登録がある世帯、文字表示付きは音声が聞き取りにくい区民に拡大
令和４年６月配付対象を高齢者・障害者・児童福祉施設、学校教育法に定める学校・専修学校・各種学校その他、災害時要配慮者の避難支援に資する区内の施設、町会・自治会、マンション管理組合に拡大
令和６年８月古川水位情報に対応したラジオの配付開始
令和７年度配付数：483 台
(12) 港区防災ポータルサイト
令和６年３月開設

備蓄倉庫・備蓄物資の充実	防　災　課

概　　要

災害発生時に、被災者を救援するため非常食料や毛布などの生活必需品・医療防疫用資器材等を区内の防災備蓄倉庫に備蓄しています。

避難所として指定されている区立小・中学校や区有施設の備蓄倉庫・備蓄物資の充実に取り組んでいます。

内　　容

発災後直ちに必要となる物資（食料・毛布等）を、避難所に備蓄しています。

また、避難所で備蓄物資が足りない場合に備え、民間からの借上げ倉庫等を活用し、備蓄物資を補充できるよう整備しています。

令和７年度に、炊き出し器セットを更新しました。避難者へ迅速に温かい食事を提供する体制を強化するため、操作性に優れ、設置場所を選ばず使用可能な最新型バーナーを導入しています。

根拠法令等

災害対策基本法

事業開始時期

昭和 49 年２月

関係発行物

港区地域防災計画

事業の状況

備蓄倉庫設置施設　合計　139 か所（令和８年４月１日現在）

備蓄物資現在高一覧（令和８年４月１日現在）

食料	ライスクッキー	122,000 食	保存水（500ml）	910,120 本	アルファ米	388,750 食
	おかゆ	38,400 食	粉ミルクセット	60 ｾｯﾄ	液体ミルク（200ml）	3,600 本
	梅干し	11,600 個	経口補水液パウダー	57,000 袋	ゼリー	2,000 食
生活必需品	生理用品	31,218 枚	子ども用おむつ	59,664 枚	大人用おむつ	21,094 枚
	毛布（タオルケット含）	159,100 枚	カーペットマット	63,530 枚	バケツ	2,396 個
	ウェットタオル	20,000 枚	ｳｪｯﾄﾃｨｯｼｭ（10 枚入り）	35,000 ｾｯﾄ	ポリタンク（大）20 ﾘｯﾄﾙ	4,139 個
	トイレットペーパー	19,488 個	女性専用集合トイレ	30 ｾｯﾄ	多人数用救急セット（アルミケース入）	57 箱
	エコ食器セット	549 ｾｯﾄ	給水袋（１枚６ﾘｯﾄﾙ）	35,000 枚	ブルーシート	3,324 枚
	使い捨て哺乳瓶	3,350 個	ガスコンロ	58 台	カセットガス（３本組）	58 組
	女性用防災グッズ	28,000 ｾｯﾄ	風呂敷兼授乳ケープ	1,000 個	生理用ショーツ	40,320 枚
	バスタオル	180 ｾｯﾄ	なべやかん	64 ｾｯﾄ		
救助用資器材等	濾水機	56 台	組立水槽（500 ﾘｯﾄﾙ）	86 台	投光器（ハロゲン）	150 ｾｯﾄ
	発電機	340 台	テント（３m×4.5m）	182 張	汚物圧縮保管セット	6,168 ｾｯﾄ
	電気メガホン	48 個	ｳｫｰﾀｰﾊﾞﾙｰﾝ（1,000 ﾘｯﾄﾙ）	19 個	簡易便所	464 台
	便袋	820,900 枚	ストレッチャーパック	200 袋	リヤカー	121 台
	大工道具セット	98 箱	ハンディブレーカー	80 ｾｯﾄ	携行缶（20 ﾘｯﾄﾙ入）	189 缶
	寝棺	30 棺	空気亜鉛電池	33 台	救出資器材セット	886 ｾｯﾄ
	間仕切パネル	327 ｾｯﾄ	蓄電池セット	83 ｾｯﾄ		
避難所環境改善のための物品	冷風機	88 台	大型扇風機	88 台	プラスチックパーテーション	450 部屋
	LED ランタン	2,380 個	小型扇風機	1,190 個	寝袋	180 個
	個人用マット	540 枚	ブロックカーペット	36 組	スウェット	36 組
	炊き出し器セット	57 台	シャンプーウェット手袋（2 枚入り）	10,000 回分	プライベートルーム	353 台

感染症対策物資	非接触型温度計	80 個	電子体温計	1,000 個	消毒液	164 本
	次亜塩素酸ナトリウム	164 本	フェイスシールド	467 個	ガウン	907 枚
	マスク	175,500 枚	洗口液	36,000 回分	プラスチック手袋	11,400 枚
	屋内テント	429 張	除菌消臭器	80 台	感染対策キット	114 組
	体温計用消毒綿	84,000 枚	ハンドソープ（500ml）	120 本	ハンドソープ詰め替え用（４㍑）	120 本
	ゴミ袋	3,600 枚				
燃料等	ガソリン	1,180 ㍑	オイル	32 ㍑	灯油	1,494 ㍑

粉ミルクセット内訳：調製粉乳７箱（24 袋/箱）、紙コップ 200 個、マドラー200 本、
箱ティッシュ５箱（400 枚/箱）、ビニール袋 100 枚

エコ食器セット内訳：どんぶり小×100 個、どんぶり角×100 個、プレート×100 枚、
紙コップ×100 個、フォーク×100 本、スプーン×100 本、
割り箸×200 膳

女性用防災グッズ内訳：おりものシート 38 枚、カイロ 10 枚、フリーザーパック５枚

蓄電池セット内訳：蓄電池２台（1,640Wh/台）、太陽光充電セット、
スマートフォン充電用セット

感染対策キット内訳：マスク（DS-2）１枚、ゴーグル１個、防護服１着、
シューズカバー１足、手袋（インナー）１双、
手袋（アウター）１双

マンホールトイレの整備	防　災　課

概　　要

平成７年１月の阪神淡路大震災では、ライフラインが広域的に断絶し、避難所におけるトイレの確保、し尿処理対策が深刻な問題となりました。

この教訓を踏まえ、港区では避難所に指定されている区立小・中学校や区有施設及び公園等に可能な限りマンホールトイレを整備し、震災時のトイレ対策を推進しています。

内　　容

平成 18 年度に定めた「災害時用マンホールトイレ整備方針」に基づき、設置が可能な区立小・中学校及び区有施設等に、マンホールトイレを整備し、マンホールトイレの整備基数に応じて、トイレ用テントや便器を配備しています。

また、区ではマンホールトイレが災害時に使用できない場合も想定し、簡易トイレや携帯トイレの備蓄も併せて行っています。（詳細は「備蓄倉庫・備蓄物資の充実」24 頁参照）

事業の状況

区内マンホールトイレ整備状況（令和８年４月１日現在）　　（単位：基）

地区名	小・中学校	その他区有施設	公園・児童遊園	下水道局整備によるマンホール数	合計
芝	20	40	39	3	102
麻布	50	61	40	0	151
赤坂	30	13	6	3	52
高輪	38	27	51	1	117
芝浦港南	35	14	52	5	106
合計	173	155	188	12	528

災害時の民間応急協力事務	防　災　課

概　　要

災害の発生時、区のみでは十分な応急対策活動ができない場合に備え、医療救護活動、食料、飲料水及び燃料等の供給等について、物資及び労務の提供を優先的に受けられるよう民間団体等と協力協定を締結し、応急協力体制の確立に努めています。

今後、帰宅困難者対策等を推進する中で、協定などによる民間協力を拡充していきます。

内　　容

災害発生時、民間団体等は区の要請を踏まえ、協定内容に基づく災害応急協力活動に従事します。

事業開始時期

昭和 52 年３月

事業の状況

協定締結の件数（令和８年４月１日現在）　（単位：団体）

年度	３以前	4	5	6	7	合計
締結件数	157	6	6	4	4	177

協定種別締結団体（令和８年４月１日現在）

協定種別	団体名
医　療　関　係	港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会　等
食料・飲料水関係	東京都米穀小売商組合港支部、東京都麺類協同組合　等
応急対策業務関係	港土木防災協力会、港区建設業防災協議会、港区管工事防災協力会　等
物資輸送・燃料関係	東京都トラック協会港支部、東京都石油商業組合都心支部　等
そ　の　他	日本救助犬協会、区内郵便局、港法曹会、港区社会福祉協議会、港区国際交流協会　等

※１団体で複数の協定を締結している場合があります。

大規模被災地への支援	防　災　課

概　　要

大規模な災害が発生した際には、被災した区市町村の災害対策が円滑に実施されるよう、被災地以外の区市町村が必要な支援を行うことが重要です。

災害対策基本法では、被災自治体への応援の義務について定められています。

区は、大規模災害により被災した他の区市町村の災害対策について積極的に支援します。

また、国際協力として、海外で発生した大規模災害被災地への支援も行っています。

内　　容

（１）区が行う支援

①　防災備蓄物資その他の物資の供与（国内及び外国）
②　防災資機材等の供与又は貸与（国内及び外国）
③　物資及び防災資機材等の輸送（国内及び外国）
④　災害応急対策等に従事する職員の派遣（国内）
⑤　見舞金の支給（国内及び外国）

（２）区民等の支援活動に対する援助

①　被災地でボランティア活動を行う区民のボランティア保険料を区が負担（国内）
　（港区社会福祉協議会のボランティア保険加入者が対象）
②　被災地でボランティア活動を行う団体への防災資機材の貸与（国内）

根拠法令等

（国内）港区大規模災害被災地の支援等に関する条例
（国内）港区大規模災害被災地に対する見舞金の支給基準
（外国）港区外国の災害に対する見舞金等の支給に関する要綱

事業の状況

（国内）

大規模災害発生日	援助先	災害内容	援助内容
令和３年７月 19 日	静岡県熱海市	令和３年７月１日からの大雨	見舞金 20 万円
令和４年 10 月４日～８日 令和４年 10 月 11 日～15 日	静岡県静岡市	台風第 15 号	清掃車・職員派遣
令和５年９月８日～９日	福島県いわき市	台風第 13 号	見舞金 40 万円・職員派遣
令和６年１月１日	石川県	能登半島地震	見舞金 660 万円
	新潟県		見舞金 140 万円
	富山県		見舞金 100 万円

大規模災害発生日	援助先	災害内容	援助内容
令和６年１月１日	石川県輪島市 石川県金沢市	能登半島地震	職員派遣
令和７年２月 26 日	岩手県大船渡市	林野火災	見舞金 40 万円
令和７年８月 10 日	熊本県熊本市	令和７年８月豪雨災害	見舞金 20 万円・職員派遣
令和７年 10 月９日	東京都八丈町	台風第 22・23 号	見舞金 20 万円

（外国等）

支援実施日	援助先	災害内容	援助内容
令和３年８月 20 日	中華人民共和国	豪雨	見舞金　150 万円
令和３年９月 13 日	ハイチ共和国	地震	見舞金　100 万円
令和４年２月７日	フィリピン共和国	台風	見舞金　100 万円
令和４年３月７日	マラウイ共和国	熱帯暴風雨	見舞金　100 万円
令和４年５月 18 日	マダガスカル共和国	サイクロン	見舞金　 80 万円
令和４年５月 25 日	ブラジル連邦共和国	豪雨	見舞金　 20 万円
令和４年 11 月 17 日	パキスタン・イスラム共和国	洪水	見舞金　150 万円
令和５年２月 17 日	シリア・アラブ共和国	地震	見舞金　 60 万円
令和５年２月 17 日	トルコ共和国	地震	見舞金　150 万円
令和５年 11 月７日	モロッコ王国	地震	見舞金　100 万円
令和６年５月１日	台湾	地震	見舞金　 40 万円
令和６年６月 17 日	ブラジル連邦共和国	豪雨	見舞金　100 万円
令和６年 12 月 17 日	スペイン王国	洪水	見舞金　 40 万円
令和６年 12 月 23 日	フィリピン共和国	台風	見舞金　150 万円
令和７年 10 月 24 日	パキスタン・イスラム共和国	洪水	見舞金　150 万円
令和８年２月 16 日	フィリピン共和国	地震、台風	見舞金　150 万円

津 波 対 策	防　災　課

概　　要

東京都が公表した津波の被害想定を踏まえた上で、区独自の津波・液状化シミュレーションを実施した結果、最悪の想定の場合、芝地区や芝浦港南地区の一部で、最大 1.5 メートル程度の浸水が予測されました。このことから、津波警報、大津波警報が発令された場合に、浸水が予想される地域に津波から逃れるための一時的な避難場所として、津波避難ビルを指定するなど、区民等の安全・安心を確保するため、必要な対策を講じます。

内　　容

（１）津波避難ビル指定
（２）津波対策に関する普及・啓発

根拠法令等

災害対策基本法

事業開始時期

平成 25 年度

事業の状況

（１）津波避難ビルの指定　22 か所（令和８年４月１日現在）
（２）津波ハザードマップの配布

風水害対策	防　災　課

概　　要

大型台風や豪雨等に備え、風水害対策を強化します。

内　　容

区有施設等の浸水対策を強化し、大雨等の際も区民サービスに影響が及ばないようにするとともに、大規模災害にあっては避難所等の機能を発揮できるよう対応します。

根拠法令等

災害対策基本法
水防法

事業開始時期

令和２年４月

事業の状況

令和元年の台風第 15 号及び第 19 号の教訓を踏まえ、浸水想定区域内の全ての区有施設（リース契約の建物等賃貸借の建物を含む）について、大雨等の際にも区民サービスに影響が生じないようにするとともに、災害対応拠点や区民避難所としての機能を確保するため、浸水対策の強化を進めています。

【区有施設の浸水対策について】

台風、豪雨により区有施設が浸水被害を受け、区民サービスに影響が生じることのないよう、想定し得る最大量の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）があった場合を前提条件として、区有施設の浸水対策の強化を進めています。

（１）電気設備防水対策、排水管逆流防止対策
（２）浸水防止シート及び水のう等の配備
（３）止水板設置等の設計・工事
（４）本庁舎等の施設については、浸水対策に係る調査を実施し、令和３年度以降工事を行っています。

【避難所機能の強化（いきいきプラザ等）について】

自主避難施設・避難所に避難する区民が、より快適に過ごせるよう必要な物品等を整備し、区民の安全・安心を確保しています。

（１）避難者のプライバシー配慮
（２）快適な休眠体勢確保による避難ストレスの軽減
（３）停電も想定した照明の確保
（４）乳幼児、子どもの心理的不安を取り除く取組
（５）ペット同行避難者への対応
（６）情報収集、連絡等の通信環境の確保
（７）衛生環境の確保

【がけ擁壁対策について】

がけ・擁壁が多い港区においては、土砂災害が区民の身近な脅威となっています。がけ崩れなどの土砂災害から区民等の生命を守り、安全・安心を確保していくための取組を強化しています。

（１）がけ・擁壁安全ハンドブックの配布
（２）がけ・擁壁改修工事アドバイザーの派遣
（３）がけ・擁壁改修工事費用助成

※（２）、（３）は街づくり支援部建築課の事業

【浸水による建物被害防止対策について】

近年の気候変動によって、短時間での豪雨集中の発生回数が増加しています。浸水による建築物の被害の防止または軽減を図り、水害から区民の生命と財産を守るため、建築物に止水板を設置する工事等の経費について、区がその一部を助成します。

※街づくり支援部土木課の事業

地下街の災害対策	防　災　課

概　　要

国土交通省は、大規模地震発生時や浸水時における安心な避難空間を確保し、災害に強い都市の形成を図るため、平成26年度に地下街防災推進事業を創設しました。

区は、地下街防災推進事業に基づき、国及び東京都と協調して、区内の地下街管理者が行う防災・安全対策の取組への支援を行っています。

内　　容

区内の地下街管理者等が行う防災・安全対策の取組（ハード・ソフト）に対して、国及び東京都と協調して補助金を交付します。交付割合は、事業費に対して区は１／６を補助します。

○ 国と地方の協調補助による補助金交付

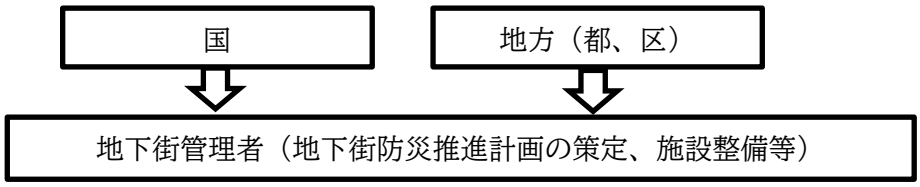

○ 補助割合

国	地方　１／３		地下街管理者
１／３	都　１／６	区　１／６	１／３

根拠法令等

港区地下街防災推進事業費補助金交付要綱

事業開始時期

平成28年４月

事業の状況

（単位：千円）

年度	地下街	区補助金額	事業内容
28	新橋駅東口地下街	2,080	現地躯体調査、耐震診断、天井診断
29	新橋駅東口地下街	14,980	天井改修、天井設備補強
30	新橋駅東口地下街	239,866	耐震補強、共用通路天井耐震補強、デジタルサイネージ設置

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金	防　災　課

概　　要

震災後の住宅、医療、福祉などの区民生活の再建、被災した中小企業の事業再開をはじめとする活発な経済活動の支援、道路、橋りょう、学校等の公共施設などのインフラ整備など必要となる復旧復興支援や、新型インフルエンザ等特別措置法に定める新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止、区民生活及び産業の安定のために必要な継続的支援のため、基金（以下「震災復興基金」といいます。）を設置しています。

内　　容

活用の基本的考え方（積立目標額：１千億円）

（１）復旧復興までに長い期間及び大規模な財政負担を要する災害として災害救助法が適用される地震災害及びこれに準ずる被害規模の地震災害の復旧復興事業に活用します。

（２）国及び東京都の財政上の措置・支援を待たず、また、財政上の措置・支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を図るために必要な復旧復興事業を実施します。

（３）災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興及びまちの復旧復興の４本の柱を軸に、震災復興基金を活用し、区が行う復旧復興事業を定めています。（「震災復興基金活用の概要」参照）

ア　災害応急対策では、災害救助法に定められた区民の生命、財産を守るための対策を実施します。

イ　区民生活の再建では、損壊した住宅の解体・撤去、損壊した住宅の応急修理に係る費用の助成、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、住宅の被害程度に応じた生活再建特別支援金の支給などの支援を実施します。

ウ　産業の復旧復興では、被災した中小企業が事業継続できるよう、損壊した店舗・事務所等の解体・撤去、低利による融資あっせん、区内商店街・中小店舗等の経営支援などを実施します。

エ　まちの復旧復興では、がれき処理、区が管理する土木施設や区有施設の復旧、社会福祉施設の復旧の支援のほか、街区全体が大きな被害を受けた地域の面的な市街地整備等を支援します。

（４）新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新型インフルエンザ等が発生し、区民生活や区内中小企業の事業活動に甚大な影響が及んだ場合の感染拡大の防止、区民生活及び産業の安定のために活用します。

根拠法令等

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金条例

（令和２年 12 月　港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例を一部改正）

事業の状況

平成 29 年４月	港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例施行、港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（震災復興基金）を設置
令和２年 11 月	「基金を活用した復旧復興事業の基本的考え方」と区が行う復旧復興事業を決定
令和２年 12 月	一部改正条例施行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向け、「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金（震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金）」に名称変更
令和６年６月	令和６年１月に発生した能登半島地震の状況、令和５年３月に実施した区独自の被害想定の分析結果及び近年の物価高騰等による社会環境の変化等も踏まえ、震災時における復旧復興の取組とそれに要する想定経費について見直し

基金積立残高　100,520,461,303 円（令和７年度末現在）

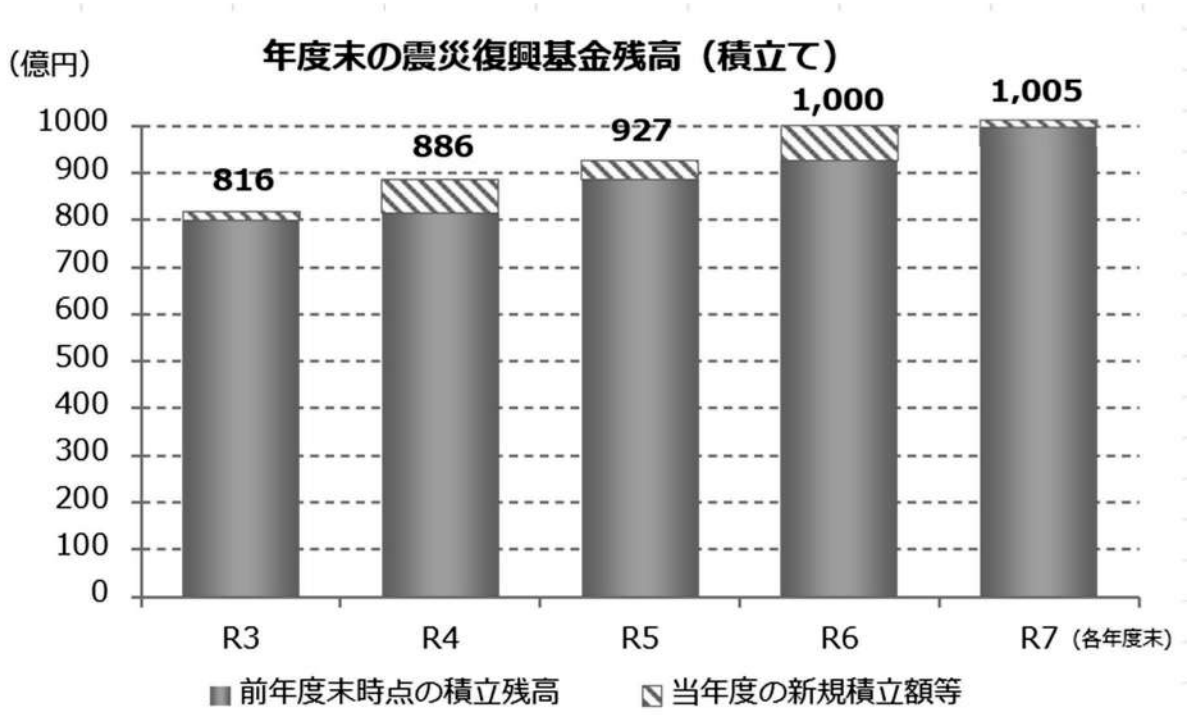

震災復興基金活用の概要

令和２年に算定した支援内容と財政負担の想定額を、最新の被害想定等を踏まえ見直しています。

令和6年6月

首都直下地震等による東京の被害想定（令和４年５月）で想定されている被害状況

想定する地震				
都心南部直下地震M7.3 冬の夕方18時 （風速）8m/s （令和４年５月 都公表）	・死　者　127人 ・負傷者　5,274人 ・避難者　58,408人 ・帰宅困難者　531,372人 ・停電率10.9%　断水率33.6% ・ガス供給停止率46.2%	・全壊・焼失家屋　木造：322戸 非木造：2,654戸 ・大規模半壊、半壊家屋　木造：614戸 非木造：7,857戸 ・住宅再建に長期間を要する世帯123世帯	・全壊・焼失被害の事業所 821事業所 ・大規模半壊、半壊の事業所 2,432事業所 ・事業継続のために支援が必要な事業所8,114事業所	・がれき発生量　187万ｔ ・橋りょう１本程度損壊 ・道路240,032㎡が損壊 ・区内社会福祉施設 全壊7施設程度　半壊21施設程度 ・全区有施設の建物総面積　2.0%が損壊

	支援内容及び推計方法の概要		実施時期と財政負担（想定額） 応急対策・復興前期（発災～３年） 発災～１年	応急対策・復興前期 ２年～３年	復興中期（４年～９年）	復興後期（10年～18年）	計	主な増減の理由
Ⅰ災害応急対策	○災害関連情報の広報（区）　○被災者の救出（警察・消防・区民）　○消防活動（消防）　○避難所の開設・運営（区・地域防災協議会） ○帰宅困難者の支援（区・滞留者対策協議会）　○医療救護活動（区・消防・医療機関）　○飲料水・食料・生活必需品の供給（区） ○道路等の障害物除去・ごみ及びし尿処理（区）　○遺体の捜索・火葬（区・警察等）　○住家被害調査・罹災証明書発行（区） ○ボランティア受入（区・社会福祉協議会）　○仮設住宅の整備（区） 【新規】応急時における被災者へのアウトリーチ活動⇒各避難所に避難所内外を対応する2チームを6か月間派遣する想定で推計 【新規】健康相談・栄養相談・心の健康相談等のコールセンターの設置⇒他のコールセンター委託料を参考に推計		281億円	75億円	29億円	－	385億円	○想定避難者数の増加による、災害応急対策費や仮設住宅整備想定戸数の増加に伴う増(＋34億円) ○【新規】被災者へのアウトリーチ活動(＋12.5億円) ○【新規】コールセンターの設置(＋4.35億円)
	（見直し前の負担額）		182億円		19億円	－	201億円	
Ⅱ区民生活の再建	①損壊した住宅の解体・撤去	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、半壊以上の被害の家屋について、所有者からの申請に基づき区が解体、撤去を行う（半壊が法令に基づく支援の対象とならない場合は区独自に実施）。 ・緊急的必要性から、所有者自ら解体撤去を行った場合、一定額以内で費用の全額償還を区が行う。	98億円	－	－	－	98億円	○想定される全壊戸数の減少(例:全壊木造戸数1,814戸→322戸等)による減及び物価変動等に伴う解体処理単価の見直しに伴う増(＋6億円)
	（見直し前の負担額）		92億円		－	－	92億円	
	②損壊した住宅の応急修理費用の助成	①損壊した住宅の応急修理費用の助成 災害救助法に基づき、災害により半壊、一部損壊の被害を受けた家屋について、居住し続けるため修理が必要な場合に修理費用の支援を行う。　１世帯当たり、70万６千円以内（一部損壊34万３千円以内） ②【新規】共同住宅における早期復旧・復興への対応 被災共同住宅の再建に向けて、検討段階の支援としてアドバイザー（マンション管理士、建築士等）の派遣にかかる費用の補助金を交付する。また、準備段階への支援として、現状調査や区分所有者の意向調査、再建手法の検討等に必要な費用の一部を支援する。	21億円	22億円	－	－	43億円	○想定される半壊戸数の減少(例:半壊木造戸数2,685戸→614戸等)による減及び災害救助法の支給増減額の見直し(595,000円→706,000円)に伴う増(▲8億円) ○【新規】共同住宅へのアドバイザー派遣(＋1.5億円)
	（見直し前の負担額）		50億円		－	－	50億円	
	③災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、以下のとおり弔慰金・見舞金を支給する。 ①災害弔慰金:　災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金(最大500万円)を支給する。 ②災害障害見舞金:　災害により障害を受けた者に対して見舞金(最大250万円)を支給する。 ※災害関連死を災害弔慰金の支給対象に追加する想定	19億円	－	－	－	19億円	○想定される死者数及び重症者数の減少(例:死者数200人→127人等)による減(▲6億円)
	（見直し前の負担額）		25億円		－	－	25億円	
	④災害援護資金の貸付	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家屋等の被害を受けた世帯に対し、その世帯の前年の年間所得に応じて、生活再建のための資金（最大350万円）の貸付を行う。	58億円	－	－	－	58億円	○港区人口の増加(約243,100人→266,306人)に伴う増(＋6億円)
	（見直し前の負担額）		52億円		－	－	52億円	
	⑤被災者生活再建特別支援金の支給	①被災者生活再建特別支援金の支給 被災者生活再建支援制度を補完する独自支援として、住宅が一部損壊以上の被害を受けた者に対し、被害程度に応じて特別支援金を支給する。 ②法令に基づく被災者生活再建支援金に相当する額を①の特別支援金に加算して支給する。 【備考】被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援金の支給） 被災者生活再建支援法に基づき、住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けた者に対し、被害程度に応じた基礎支援金（最大100万円）と住宅の再建方法に応じた加算支援金（最大200万円）を支給する。 ※法令に基づき設置される被災者生活再建支援法人が支給するため、区の費用負担なし。 【見直し】大規模半壊戸数を新たな被害想定に基づく数値に見直し ③【新規】仮設住宅入居者への戸別訪問によるアウトリーチ活動 仮設住宅入居者を対象に、対面訪問により課題やニーズを把握して、生活再建を支援する。	110億円	8億円	－	－	118億円	○想定される全壊戸数の減少(例:全壊木造戸数1,814戸→322戸等)による減(▲50.3億円) ○【新規】仮設住宅入居者へのアウトリーチ活動(＋16億円)
	（見直し前の負担額）		152億円		－	－	152億円	
	⑥災害公営住宅の供給	災害により、自宅に住めない被災者に対して、民間賃貸マンション等の借り上げなどにより迅速に公営住宅の供給を行う。	－	3億円	7億円	2億円	12億円	○想定される全壊戸数及び大規模半壊戸数の減少(11,007戸→4,120戸等)による減(▲51億円)
	（見直し前の負担額）		12億円		38億円	13億円	63億円	
	⑦【新規】ホテルの借り上げによる補完避難所の確保	災害により自宅に住めない被災者が災害公営住宅に入居するまでの間、区と災害時協力協定を締結している民間ホテルの借り上げにより補完避難所（区民避難所への避難者が増加し、受け入れきれない場合に開設する民間施設等の避難所）の提供を行う。	9億円	－	－	－	9億円	○【新規】ホテルの借り上げによる補完避難所の確保(＋9億円)
	（見直し前の負担額）							
	⑧【新規】医療機関の診療再開・継続支援	医療機関の早期の診療再開や診療継続のため、診療機材等の設備に損害を受けた場合の購入経費等を補助する。	5億円	－	－	－	5億円	○【新規】医療機関の診療再開・継続支援(＋5億円)
	（見直し前の負担額）							
	⑨その他必要な支援	災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。	－	－	－	－	－	－
	（見直し前の負担額）		－		－	－	－	
Ⅲ産業の復旧復興	①損壊した小規模企業等の店舗・事務所等の解体・撤去	半壊以上の被害を受けた小規模企業等の店舗・事務所等について、所有者からの申請に基づき区が解体及び撤去を行う。 緊急的必要性から、所有者自ら解体撤去を行った場合、一定額以内で費用の全額償還を区が行う。	17億円	－	－	－	17億円	○小規模企業数の減少(24,692事業所→21,616事業所)による減及び物価変動等に伴う解体処理単価の見直しに伴う増(▲3億円)
	（見直し前の負担額）		20億円		－	－	20億円	
	②低利融資のあっせん・信用保証料補助	災害の影響を受けた中小企業を対象に融資をあっせんし、利子の一部又は全部と信用保証料を補助することで、経営する場所の確保や店舗の修繕、経営の存続に必要な経費を補助する。	23億円	75億円	63億円	4億円	165億円	○最新の金利シミュレーションの実施による利子補助額の見直し(約105万→約142万)による増及び事業所数の減少(44,916→40,570)による減(＋15億円)
	（見直し前の負担額）		112億円		28億円	10億円	150億円	
	③小規模企業等再建支援金の支給	店舗・事務所等が半壊以上の被害を受けた小規模企業等（事業継続の意思がある場合に限る。）に対し、経営する場所の確保や店舗の修繕、事業継続を支援するための小規模企業等経営再建支援金を支給する。	14億円	－	－	－	14億円	○小規模企業数の減少(24,692事業所→21,616事業所)による減(▲5億円)
	（見直し前の負担額）		16億円		3億円	－	19億円	
	④【新規】区内商店街・中小店舗等の経営支援	①被災の影響により売上が減少している店舗や事務所等のテナント（店舗等賃借人）に対して、テナントのオーナー（賃貸人）が賃料を減額した場合に、減額した賃料の一部を助成する。また、仮設商店街等、経営する場所の確保を支援する。 ②区内商店街での売上確保及び消費生活支援のため、港区商店街連合会によるプレミアム付き区内共通商品券の発行を支援する。 ③区内中小店舗での売上確保、及び消費生活支援として二次元コード決済を活用したポイント還元事業を実施する。	5億円	37億円	48億円	－	90億円	○【新規】区内商店街・中小店舗等の経営支援(＋85億円)
	（見直し前の負担額）		5億円				5億円	
	⑤その他必要な支援	災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。	－	－	－	－	－	－
	（見直し前の負担額）		－		－	－	－	
Ⅳまちの復旧復興	①がれき・災害廃棄物の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、震災により発生したがれき等の処理を行う。 【新規】災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、廃棄物を保管する仮置場を設置する。住民が片付けごみ等を直接持ち込むための地区仮置場や、片付けごみや道路上障害物等を集積し、廃棄物の種類毎に分別し、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間に保管するための一次仮置場を設置する。	253億円	362億円	－	－	614億円	○港区のがれき等の発生想定量の増加(108万トン→187万トン)に伴う増(＋229億円) ※東京都災害廃棄物処理計画を踏まえて実施時期の設定を見直し ○【新規】仮置き場設置経費(＋72億円)
	（見直し前の負担額）		225億円		75億円	13億円	313億円	
	②道路・橋りょう等の土木施設の復旧	①区が管理する道路、橋りょう、公園等を速やかに復旧する。 ②私道が損壊した場合、港区私道整備に関する条例に基づき、復旧を全額区の負担により行う。	24億円	48億円	24億円	－	95億円	○物価変動等に伴う工事単価(例:18,333円／㎡→33,693円／㎡)の見直しによる増(＋35億円)
	（見直し前の負担額）		48億円		12億円	－	60億円	
	③区有施設の復旧	①損壊した区有施設（図書館、生涯学習センター、いきいきプラザ、庁舎等、社会福祉施設）を速やかに復旧する。 ②【新規】区の保有するITインフラ施設の復旧	47億円	56億円	51億円	－	154億円	①物価変動等に伴う工事単価の見直しによる増及び復旧対象施設に半壊の施設も追加したことによる増(＋107.5億円) ②【新規】MinatoCityWi-Fi復旧費用とStarlink設置費用の追加に伴う増(＋1.69億円)
	（見直し前の負担額）		36億円		9億円	－	45億円	
	④区立小中学校の復旧	倒壊又は損傷を受けた区立の小中学校を速やかに復旧する。	39億円	48億円	43億円	－	130億円	○物価変動等に伴う工事単価の見直しによる増及び復旧対象施設に半壊の施設も追加したことによる増(＋89億円)
	（見直し前の負担額）		37億円		4億円	－	41億円	
	⑤社会福祉施設の復旧	社会福祉法人等が設置した福祉施設が損壊した場合に、国庫補助に加え、区が独自の補助を行い、事業者の負担を軽減し、早期の復旧を支援する。	16億円	19億円	17億円	－	52億円	○施設ごとの復旧費用を直近の工事データにより更新したことによる増(＋49億円)
	（見直し前の負担額）		3億円		－	－	3億円	
	⑥震災により街区全体が大きな被害を受けた地域の面的な市街地整備	震災により、大きな被害を受けた街区の復興のために行う市街地再開発事業について、再開発組合等に対して事業費（調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費等）の一部を補助する。	－	8億円	371億円	－	378億円	○事業単価や想定面積の見直しと区の補助率の実績による更新(3.3%→4.36%)に伴う減(▲36億円) ○実施時期の見直し
	（見直し前の負担額）		9億円		150億円	255億円	414億円	
	⑦その他必要な支援	災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。	－	－	－	－	－	－
	（見直し前の負担額）		－		－	－	－	
	合計		1,038億円	760億円	653億円	6億円	2,457億円	
	（見直し前の負担額）		1,076億円		338億円	291億円	1,705億円	
	国等の財政措置・支援		404億円	376億円	292億円	1億円	1,073億円	
	（見直し前の負担額）		412億円		221億円	215億円	848億円	
	実質区負担分		634億円	384億円	361億円	4億円	1,384億円	
	（見直し前の負担額）		664億円		117億円	76億円	857億円	

※区の被害想定や過去の大規模災害の事例を踏まえた、想定される支援内容及び推計を記載しています。
実際の災害時には、被害状況や被害の規模等に応じた施策や取組を実施することから、記載しているとおりの取組を実施するものではありません。

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合があります。

防災危機対応力強化担当

帰宅困難者対策の推進	各総合支所 協働推進課
	防災危機対応力強化担当

概　　要

大規模な地震が発生した場合には、鉄道は安全確認ができるまで運行を中止し、道路では家屋等の倒壊による通行止めや緊急車両以外の交通規制が行われるため、自宅に帰ることが困難となる人が多数発生します。

区は、災害時の混乱を防止し地域の安全を確保するため、事業者等の一斉帰宅の抑制を推進するとともに、旅行や観光等で港区を訪れ、災害時に安全を確保する場所がない人のために一時滞在施設の確保を進めています。

また、災害時は、人的・物的にも公助のみで対応することが困難なことから、駅周辺事業者を中心とした帰宅困難者対策を推進する共助の団体の設立及び運営支援を行い、実効性のある防災体制の構築を図っています。

根拠法令等

港区防災対策基本条例
東京都帰宅困難者対策条例
港区民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱

事業の状況

（１）区内駅周辺滞留者対策推進協議会の状況

名称	設立年度	備考
品川駅周辺滞留者対策推進協議会	20	防災課が設立 平成25年度から高輪地区総合支所が運営実施
台場駅周辺滞留者対策推進協議会	23	芝浦港南地区総合支所が設立 台場地域防災連絡会（H23）が平成27年度に名称変更したもの
田町駅周辺滞留者対策推進協議会	23	防災課が設立 平成28年度から芝浦港南地区総合支所が運営実施
浜松町駅周辺滞留者対策推進協議会	24	防災課が設立 平成28年度から芝地区総合支所が運営実施
新橋駅周辺滞留者対策推進協議会	24	防災課が設立 平成28年度から芝地区総合支所が運営実施
白金高輪駅周辺滞留者対策推進協議会	25	防災課が設立 平成28年度から高輪地区総合支所が運営実施
赤坂青山地域滞留者対策推進協議会	26	赤坂地区総合支所が設立 乃木坂防災協議会(H22)と青山通り防災協議会(H23)が合併し設立され（H26)、平成27年度に赤坂地区も加わり、運営実施 赤坂青山防災協議会（H27）が名称変更したもの
六本木駅周辺滞留者対策推進協議会	27	防災課が設立 平成29年度から麻布地区総合支所が運営実施
虎ノ門地域滞留者対策推進協議会	29	虎ノ門地区都市再生安全確保計画作成部会において設立 令和２年度から芝地区総合支所が運営実施

（２）帰宅困難者対策に関する協力協定について

・平成 24 年３月１日に区内 25 事業者と「災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」を締結。以降、随時区内事業者等と協定を締結

・平成 24 年３月１日に区内５警察署及び警視庁東京湾岸警察署と「災害発生時における帰宅困難者の一時受入れ場所の確保に関する覚書」を締結

・平成 24 年９月 27 日に東日本旅客鉄道株式会社と帰宅困難者の受入れを含む協力協定を締結

・平成 26 年９月１日に新橋駅周辺滞留者対策推進協議会から「民間事業者向け一時滞在施設運営マニュアル」の作成報告を受ける。その後、協定締結促進等を目的に区・都ＨＰで公表

・令和２年 11 月１日に「一時滞在施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（案)」を作成して、区ＨＰで公表

・令和４年 10 月１日に二次元コードを貼り付けたポスターを鉄道事業者等に配布及び掲示

・令和５年４月１日より民間一時滞在施設備蓄品購入費用を補助

帰宅困難者対策に関する協力協定締結数　（単位：団体）

年度	3	4	5	6	7
協定締結数	2	7	5	6	7
（うち、開発事業に伴うもの）	0	6	4	4	7

※民間事業者等との災害時協力協定の総数は「災害時の民間応急協力事務」28 頁を参照

（３）帰宅困難者対策に関する訓練について

①港区駅周辺滞留者対策推進協議会合同訓練

令和５年 10 月 17 日に品川駅及びその周辺の一時滞在施設を会場とし、品川駅周辺滞留者対策推進協議会による実働訓練を実施しました。

当日は、情報共有連携訓練や鉄道事業者の利用者保護訓練、滞留者支援訓練、一時滞在施設開設・運営訓練を行いました。

②一時滞在施設開設・運営訓練

令和６年度より区内の駅周辺滞留者対策推進協議会ごとや複数の協議会合同による実働訓練として、一時滞在施設開設・運営訓練を実施しています。

③東京都・港区合同帰宅困難者対策訓練

令和８年２月９日に品川駅及びその周辺を会場とし、東京都と合同で令和７年度東京都・港区合同帰宅困難者対策訓練を実施しました。当日は鉄道事業者の利用者保護訓練や一斉帰宅抑制訓練、一時滞在施設の開設・運営訓練、普及啓発などを行いました。

共同住宅の震災対策	防災危機対応力強化担当

（※令和元年度まで「高層住宅の震災対策」）

概　　要

共同住宅の防災力を高めることを目的として、共同住宅内の組織や防災計画づくり、防災設備の充実のための支援を行い、共同住宅での防災対策を推進します。

経　　過

年度	主な内容
20	港区高層住宅の防災対策に関する検討懇談会を開催（全３回） 港区高層住宅の震災対策に関する基本方針を策定
21	港区高層住宅の震災対策実態調査を実施 高層住宅の震災対策啓発用 DVD「必ず来る大地震 今！備えること！！」を制作
22	高層住宅における自主防災組織の結成や防災計画策定を支援するため、区と契約をした事業者から防災アドバイザーを派遣 「マンション防災ハンドブック」を作成
23	高層住宅の防災体制づくりを支援するために、高層住宅等からの申請に基づいて、区に登録している防災アドバイザーの派遣を開始
25	高層住宅内の防災設備の充実を目的とし、防災資器材の助成を開始
27	中規模の共同住宅に対しても防災設備の充実を図るため、防災資器材助成の対象を地階を除く６階以上かつ 100 戸以上から地階を除く６階以上かつ 50 戸以上に拡大
29	高層住宅の管理者を対象に、防災対策の取組状況に関する調査を実施し、回答した住宅には、取組状況と対策を記載した「防災カルテ」を作成 高層住宅の管理者を区職員が直接訪問し、防災対策の助言や区の支援制度等を周知 港区高層住宅の防災対策に関する検討会を開催（全３回） 「マンション防災ハンドブック」を「マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」に改定
2	全ての共同住宅を対象に震災対策を推進するため、高層住宅の防災資器材助成の対象を地階を除く６階以上かつ 20 戸以上に拡大、新たに地階を除く３階から５階かつ 10 戸以上の中層住宅を対象にエレベーター用防災チェア及び備蓄品の助成を開始、防災アドバイザーの派遣対象を全ての共同住宅に拡大
4	中層住宅へのエレベーター用防災チェア助成については、これまでの要件「防災組織が結成されている共同住宅」を廃止し、設置を希望する全ての共同住宅へ無償配付を開始 区内の希望する共同住宅を対象に、エレベーターの閉じ込め対応訓練を開始
5	エレベーター用防災チェア配付事業の品目に、エレベーター用キャビネットを追加
7	共同住宅ごとの防災マニュアルの作成及び作成した防災マニュアルに基づいた防災訓練の実施に関する支援を開始

根拠法令等

港区防災対策基本条例
港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱
港区高層住宅及び中層住宅への防災資器材助成実施要綱
港区エレベーター用防災チェア等配付事業実施要綱
港区エレベーター閉じ込め対応訓練実施要綱

事業の状況

（１）高層住宅への防災資器材助成

高層住宅としての自助を強化するため、地階を除く６階以上かつ 20 戸以上の高層住宅の居住者で結成された、共同住宅防災組織に対し、防災資器材を助成しています。

令和５年度から結成して 10 年を経過した共同住宅防災組織に再助成をしています。

※平成 25 年６月から事業を開始し、平成 27 年４月に対象を地階を除く６階以上かつ 50 戸以上に拡大、令和２年４月に対象を地階を除く６階以上かつ 20 戸以上に拡大しています。

高層住宅への防災資器材助成実績　（単位：棟）

年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
3	8	2	1	3	2	0
4	7	1	3	1	2	0
5	3	1	0	0	2	0
6	6	1	0	0	3	2
7	10	1	1	4	4	0

（２）中層住宅への備蓄品の助成

中層住宅の防災組織の結成を促進し、災害対応力を強化するため、地階を除く３階から５階かつ 10 戸以上の中層住宅に対し、備蓄品を助成しています。

※中層住宅へのエレベーター用防災チェアの助成は、令和４年 10 月 31 日までとし、その後はエレベーター用防災チェア等配付事業に一本化しました。備蓄品の助成は継続して実施しています。

中層住宅への備蓄品の助成実績　（単位：棟）

年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
3	2	0	2	0	0	0
4	2	0	0	1	1	0
5	2	0	2	0	0	0
6	1	0	0	1	0	0
7	3	0	1	1	1	0

※令和４年 10 月 31 日までのエレベーター用防災チェアの実績を含みます。

（３）共同住宅防災アドバイザー派遣

共同住宅における自主防災組織の結成や防災計画の策定を支援するため、防災に関する専門家を派遣しています。（詳細は「防災アドバイザー派遣」46 頁を参照）

共同住宅防災アドバイザー派遣実績　（単位：回）

年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
3	15	3	3	0	9	0
4	26	6	4	4	11	1
5	24	10	0	1	10	3
6	27	8	1	2	13	3
7	28	6	2	0	12	8

※派遣実績については「防災アドバイザー派遣」46 頁に同一情報を記載しています。

（４）防災カルテの作成及び住宅管理者への区職員による直接訪問

希望があった区内の地階を除く６階建て以上かつ 20 戸以上の高層住宅及び地階を除く３階から５階建てかつ 10 戸以上の中層住宅を対象に、防災対策の取組状況をレーダーチャートで示した「防災カルテ」の作成や住宅管理者を区職員が直接訪問し、防災対策の助言や区の支援制度の紹介等を行っています。令和７年度から共同住宅ごとの防災マニュアルの作成及び作成した防災マニュアルに基づいた防災訓練の実施に関する支援も行っています。

防災カルテ作成件数　（単位：件）

年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
3	153	21	51	27	40	14
4	58	5	16	13	23	1
5	18	1	5	3	6	3
6	25	0	6	3	11	5
7	13	0	1	3	5	4

直接訪問件数　（単位：件）

年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
3	6	1	2	0	1	2
4	3	0	0	1	2	0
5	0	0	0	0	0	0
6	4	0	2	0	2	0
7	13	0	1	3	5	4

（５）エレベーター用防災チェア等配付

大規模地震等でエレベーターが停止し、閉じ込めが発生した際にエレベーターを利用している者の安全及び安心を確保することを目的として、設置を希望する全ての共同住宅にエレベーター用防災チェアまたはキャビネットを無償で配付しています。

エレベーター用防災チェア配付実績　（単位：台）

年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
4	450	49	117	74	154	56
5	239	46	52	40	70	31
6	106	21	19	21	30	15
7	83	9	13	9	22	30

エレベーター用キャビネット配付実績　（単位：台）

年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
5	18	0	1	9	6	2
6	1	0	1	0	0	0
7	39	0	7	1	3	28

※令和５年度より配付対象

（６）　エレベーター閉じ込め対応訓練

大規模地震等でエレベーターが停止し、かご内に人が閉じ込められ、復旧及び救助を待つ間、区民が安心して対処できるようにすることを目的として、区内の共同住宅を対象に、エレベーター閉じ込め対応訓練を実施しています。

エレベーター閉じ込め対応訓練実施実績　（単位：件）

年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
4	9	1	0	0	1	7
5	9	1	2	0	4	2
6	6	1	0	0	4	1
7	3	0	0	0	2	1

防災住民組織育成・地域防災協議会支援	各総合支所 協働推進課 防災危機対応力強化担当

概　　要

区民を中心とした自主的な防災住民組織の結成を促進し、防災資器材の助成や活動助成金を交付するとともに、防災住民組織からの要請に応じて防災研修や講演会を開催し、地域での防災訓練等の防災活動を支援しています。

内　　容

（１）防災住民組織が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・支援
（２）小学校区等を単位とした地域防災協議会が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・運営の支援
（３）地域の防災力向上のための学習の支援・防災マップの作成配布
（４）避難所運営訓練・マニュアル等作成の支援

根拠法令等

災害対策基本法
東京都震災対策条例
港区防災対策基本条例
防災住民組織の育成に関する要綱
地域防災協議会の支援に関する要綱

事業開始時期

昭和 51 年６月（防災住民組織活動育成）
平成８年４月（地域防災協議会等支援）

事業の状況

（令和８年３月 31 日現在）
区内防災住民組織　　218 組織
地域防災協議会　　22 組織

○区内防災住民組織（休会中の組織を除く）　　（単位：団体）

地区名	組織数
芝	64
麻布	42
赤坂	28
高輪	44
芝浦港南	40
計	218

○地域防災協議会

地区名	協議会名
芝	愛宕一之部防災会
	愛宕二の部地区防災会
	愛宕三之部防災会連合会
	愛宕四之部町会連合会
	芝小地区防災協議会
	芝・三田地区防災協議会
	赤羽小地区防災協議会
麻布	麻布小地区防災協議会
	東麻布防災防犯ネットワーク
	笄小地区防災協議会
	東町小地区防災協議会
	本村小地区防災協議会
	南山小地域防災協議会
赤坂	青山地区防災協議会
	赤坂地区防災ネットワーク
高輪	白金小地域防災会
	白金地区防災協議会
	高輪地区防災ネットワーク
	御田小地区防災協議会
芝浦港南	港南防災ネットワーク
	芝浦海岸地区防災協議会
	お台場地区防災協議会

防災アドバイザー派遣	各総合支所 協働推進課 防災危機対応力強化担当

概　　要

地域や区民が主催する防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会に、防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣することにより、支援する制度です。

内　　容

（１）地域防災アドバイザー

地域防災協議会、防災住民組織、町会・自治会などが、防災意識の高揚等を図るための講演会や団体が防災に関する相談を行いたい場合に、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。

派遣回数は、１団体につき、年度当たり５回までです。

（２）共同住宅防災アドバイザー

共同住宅の居住者、管理組合及び管理事業者が結成した団体が、居住者相互の「共助」による体制や組織づくりの推進のほか、防災計画や避難計画を策定する場合、又は、居住者の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会･学習会や地域の防災組織との連携を行いたい場合に、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。

派遣回数は、１団体につき、年度当たり５回までです。

ただし、防災組織の結成に向けた活動を推進する場合は最大 10 回まで延長することができます。

根拠法令等

港区防災対策基本条例
防災住民組織の育成に関する要綱
地域防災協議会の支援に関する要綱
港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱
港区防災アドバイザー派遣要綱

事業開始時期

平成 23 年７月

事業の状況

【派遣実績】　（単位：回）

地区／年度	港区全体		芝		麻布		赤坂		高輪		芝浦港南	
	地域	共同	地域	共同	地域	共同	地域	共同	地域	共同	地域	共同
3	23	15	1	3	0	3	0	0	16	9	6	0
4	20	26	5	6	2	4	0	4	10	11	3	1
5	26	24	4	10	4	0	0	1	16	10	2	3
6	19	27	3	8	2	1	0	2	13	13	1	3
7	18	28	2	6	3	2	0	0	12	12	1	8

※共同住宅防災アドバイザー派遣実績については「共同住宅の震災対策」40 頁に同一情報を記載しています。

防 災 学 校	防災危機対応力強化担当

概　　要

災害発生時に地域で身近な防災活動を行うことができ、平常時の地域防災力向上に貢献できる人材の育成を目的として防災に関する研修会を実施しています。

内　　容

地域の防災リーダーの活動を支援し、実際に防災活動をしている人が抱えている課題解決のサポートを行うため、平成 22 年度から実施しています。

平成 23 年度からは、地域の防災行動力の向上及び防災意識の高揚を目的に、防災士養成講座及び防災士資格取得支援制度を実施し、令和３年度までに 1,004 人の資格取得を支援しました。

また、平成 25 年度からは、内容を広く区民を対象とするものに見直し、一般区民の防災意識の向上を図るとともに、平成 27 年度からは防災意識及び知識の向上を目的に、区の制度により資格を取得した者及び区内で活動する防災士有資格者を対象に研修を実施しています。

事業開始時期

平成 22 年６月

事業の状況

防災士有資格者向け研修会　（単位：人）

年度	内容	開催日	参加者数
3	避難所の寝床について	令和３年６月５日	98
	避難所の食事・衛生環境について	令和３年11月６日	60
	避難所の生活環境改善に関する訓練	令和４年３月13日	40
4	避難所生活と在宅避難の備えについて	令和４年10月22日	77
5	・在宅避難に関する基礎講座（在宅避難の必要性、災害時の様々なフェーズ、港区内の避難行動） ・在宅避難に関するケース検討のワーク（グループでの意見共有）	令和５年８月19日	69
	・災害時のペットの避難行動について ・避難所において防災士ができること	令和６年２月４日	80
6	・被災者支援の公的支援制度の基本 ・令和６年能登半島地震の公的支援制度の適応状況について	令和６年９月28日	61
	避難所運営の課題と対人コミュニケーションの重要性	令和７年２月15日	44
7	災害と健康（保健の視点から）	令和７年８月23日	58
	マンション防災と地域の連携	令和８年２月21日	67

消防団活動への助成	防災危機対応力強化担当

概　　要

地域の防災リーダーとして、災害時に消防署と連携した消火活動や住民の救助、救護活動、避難誘導などに当たる消防団の訓練や活動を支援します。

内　　容

特別区の消防は都知事が所管し、消防団は東京都条例に基づき設置されています。

区長は、消防団長の任命及び消防団員の任免に係る承認や消防団員の表彰を行っています。

また、区は消防団活動を支援するため、公務災害に備えた共済掛金の負担や、消防団運営経費・訓練出動手当等の補助、消防団の要望を踏まえた装備品の助成、港区内消防団ポンプ操法大会等の事業を実施しています。

各消防団受け持ち区域と消防団員数（令和８年４月１日現在）　（単位：人）

消防団名		担当する町丁名	定数 合計 580	現員数 合計 484
芝	第１分団	新橋 1～6（赤レンガ通り東側地域）、東新橋 1・2	220	173
	第２分団	芝公園 1～4、芝大門 1・2、浜松町 1・2、海岸 1		
	第３分団	西新橋 1～3、愛宕 1・2、新橋 1～6（赤レンガ通り西側地域）		
	第４分団	虎ノ門 1・2（1 番、2 番、10 番除く）、3～5		
	第５分団	三田 1・2		
	第６分団	三田 3～5、芝 5（29 番～37 番）		
	第７分団	芝 1～4・5（1 番～28 番）		
	第８分団	芝浦 1～4、海岸 2・3、台場 1・2		
麻布	第１分団	西麻布 1～4、六本木 7	120	89
	第２分団	南麻布 1～5		
	第３分団	六本木 1～5、麻布台 1～3、麻布狸穴町、麻布永坂町		
	第４分団	麻布十番 1～4、東麻布 1～3、元麻布 1～3、六本木 6		
赤坂	第１分団	赤坂 1～6、元赤坂 1、虎ノ門 2（1 番、2 番、10 番）	130	114
	第２分団	元赤坂 2、赤坂 7～9、北青山 1・2、南青山 1・2		
	第３分団	北青山 3、南青山 3～7		
高輪	第１分団	高輪 1（1 番～3 番を除く）・2～4	110	108
	第２分団	白金台 1～5		
	第３分団	白金 1～6、高輪 1（1 番～3 番）		
	第４分団	港南 1～5		

根拠法令等

港区内消防団等補助金交付要綱

事業の状況

港区内消防団ポンプ操法大会、港区内消防団交流促進事業

公務災害に備えた共済掛金の負担、消防団運営経費・訓練出場手当等の補助、装備品の助成、歳末警戒等燃料等補助、消防団員の表彰

防災知識の普及・啓発	防　災　課 防災危機対応力強化担当

概　　要

区民の防災意識の高揚と防災知識の向上を図り、自主防災活動を促進するため、出張防災講座の実施、各ハザードマップやパンフレット等の作成及び配布を行っています。

内　　容

（１）出張防災講座

区民、事業所の依頼に応じて防災についての出張講座を行います。

（２）パンフレット等の作成・配布

「大震災に備えて（日本語版・英語版・中国語版・ハングル版）」「港区防災地図（日本語版・英語版・中国語版・ハングル版）」「津波ハザードマップ（日本語版・英語版）」「土砂災害ハザードマップ（日本語版・英語版）」「高潮浸水ハザードマップ（日本語版・英語版）」等を防災課や総合支所等の窓口に設置しているほか、講演会や防災訓練の際に配布しています。

事業の状況

出張防災講座実績　　（単位：回数）

年度	港区全体	防災住民組織（協議会含む）	地域の自主グループ	民間事業所等	大使館	学校	その他
3	6	0	3	2	0	1	0
4	4	0	2	1	0	1	0
5	15	0	4	6	0	3	2
6	22	1	4	2	0	0	15
7	13	0	2	3	0	0	8

防災用品あっせん事業	防災危機対応力強化担当

概　　要

（１）高齢者世帯等防災用品あっせん

ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの障害者、妊産婦等を対象に、防災用品の購入をあっせんすることにより、災害時に支援を必要とする高齢者世帯等の生活の安全を確保し、もって福祉の推進を図ります。

（２）止水パネルあっせん

区民を対象に、止水パネルの購入をあっせんすることにより、区内で発生するゲリラ豪雨等に伴う浸水被害を防止し、災害時の被害軽減を図ります。

内　　容

（１）高齢者世帯等防災用品あっせん

ア　対象者

港区に住民登録があり、以下の項目に当てはまる者

①　65歳以上の高齢者のみの世帯の者

②　身体障害者手帳１級、２級または３級を有する者のみの世帯の者

③　愛の手帳１度又は２度を有する者のみの世帯の者

④　精神障害者保健福祉手帳１級を有する者のみの世帯の者

⑤　母子健康手帳を交付された妊婦または出産した月から１年後の月の前月末日までの産婦

⑥　①～⑤に当てはまる者のみで構成された世帯の者

イ　あっせんの回数

１世帯につき１回限り

（２）止水パネルあっせん

ア　対象者

港区に住民登録がある者

イ　あっせんの回数

１世帯につき１回限り

根拠法令等

港区高齢者世帯等防災用品あっせん事業実施要綱

港区止水パネルあっせん事業実施要綱

事業開始時期

平成24年９月（高齢者世帯等防災用品あっせん）

令和６年12月（止水パネルあっせん）

事業の状況

（１）高齢者世帯等防災用品あっせん

（単位：人）

区分 年度	高齢者	障害者	妊産婦
3	479	33	27
4	499	9	15
5	73	2	21
6	93	2	27
7	83	5	18

（２）止水パネルあっせん

（単位：件）

地区 年度	港区全体	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
6	12	2	9	1	0	0
7	15	2	8	0	3	2

家具転倒防止器具等助成及び取付支援	各総合支所 協働推進課 防災危機対応力強化担当

概　　要

震災時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的とし、世帯に対し、家具転倒防止器具等を助成します。

内　　容

区内に住民登録がある世帯に対し、ポイント方式を採用し、品目ごとのポイントを定め、各世帯１回限り家具転倒防止器具等を助成します。

令和７年度までは、ひとり又は２人世帯は 150 ポイント(15,000 円相当)、３人以上世帯は 195 ポイント（19,500 円相当）を助成の上限としていました。

令和８年度からは、これまで申請した世帯も、もう１度申請できるようにしました。また、助成の上限をひとり又は２人世帯は 200 ポイント（20,000 円相当)、３人以上世帯は 250 ポイント（25,000 円相当）に引き上げました。

区営住宅・区立住宅・特定公共賃貸住宅にお住まいの方については、家具転倒防止対策を目的にねじ止め器具で壁等に穴を空けた場合、原状に戻す義務を免除しています。

なお、高齢者のみの世帯や、障害者等を含む世帯、妊産婦を含む世帯、ひとり親世帯には、助成を受けた家具転倒防止器具等の取付けを支援します。

【取付支援対象世帯】

区内に住民登録がある世帯のうち、自力で器具等を取り付けることが困難な次の（１）～（６）のいずれかに該当する世帯

（１）65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯

（２）要介護３以上の者を含む世帯

（３）身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を含む世帯

（４）東京都難病医療費助成を受けている者を含む世帯

（５）母子健康手帳を交付された妊婦又は出産した月から１年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯

（６）母子又は父子のひとり親家庭

助成器具一覧

種別	内容
家具転倒防止器具	つっぱり棒やねじ止めベルト式耐震金具、粘着シートを天井と家具の間又は壁と家具に取り付けることにより、家具の滑り出しを防止し、家具の転倒を防ぎます。
扉の開放防止器具	食器棚等の扉にねじでクサリを取り付け、揺れによる扉の開放を防止し、食器類の飛び出しを防ぎます。
電化製品等の耐震ゴム	ＯＡ機器、ガラス製品、花瓶等の下に 50mm 四方のポリウレタン製ゲル状粘着耐震ゴムを敷くことにより、強力な粘着力で地震等による衝撃、震動から守ります。
ＯＡ機器用の耐震固定バンド	パソコン、テレビ等を固定バンド式の粘着パッドで強力に固定し、転倒落下事故を防ぎます。
ガラス飛散防止フィルム	窓や食器棚等にガラス飛散防止フィルムを貼り、ガラス破片の飛散によるケガを防ぎます。

根拠法令等

港区防災対策基本条例
港区家具転倒防止対策等促進事業実施要綱

事業開始時期

平成 18 年４月

事業の状況

助成決定件数　（単位：世帯）

年度	港区全体	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区
3	1,088	186	211	179	271	241
4	1,158	153	266	169	296	274
5	759	129	142	110	196	182
6	787	123	142	122	201	199
7	412	61	75	41	124	111

在 宅 避 難 支 援 事 業	防災危機対応力強化担当

概　　要

（１）携帯トイレの配付

大地震発生時には、配管・排水管の破損や詰まりなど、トイレが使用できなくなってしまうことが想定されます。在宅避難に備え、水が使えない時でも使用できる携帯トイレを全世帯人数分、無償で配付し、災害時への備えを強化するとともに、区民の防災意識の向上につなげます。

（２）感震ブレーカー設置支援

在宅避難環境を確保できるよう、震災時における電気に起因する火災を抑制するための感震ブレーカーの設置を支援し、通電火災による被害の減少及び地域防災力の向上を図ります。

内　　容

（１）携帯トイレの配付

ア　配付対象者

令和５年度　　港区に住民登録がある者

令和６年度以降　転入や出生等により新たに住民登録をした者

イ　配付数

１人当たり 20 回分

（２）感震ブレーカー設置支援

ア　補助対象世帯

港区内に居住し住民登録がある世帯（感震ブレーカー未設置の世帯のみ）

イ　補助回数

１世帯につき１回まで（１つまで）

事業開始時期

（１）携帯トイレの配付

令和５年９月

（２）感震ブレーカー設置支援

令和７年７月

根拠法令

港区感震ブレーカー設置支援事業補助金交付要綱

危機対応向上訓練等	防災危機対応力強化担当

概　　要

区役所・支所改革や新規採用職員の増加、指定管理者制度の導入など、行政サービスを提供する上での環境が大きく変化している状況や、シティハイツ竹芝エレベーター事故や新型インフルエンザなど、様々な複雑・多様化した危機が発生している状況を踏まえ、職員の危機管理意識を向上させるとともに組織としての危機対応能力を強化させるため、訓練等を実施します。

内　　容

平成 25 年度に全面改訂した「港区危機管理基本マニュアル」に基づき、職員の意識向上、組織対応能力強化のために、下記のような訓練等を実施します。

・幹部職員が不在の際に危機事案が発生した場合を想定した代行指揮訓練
・部をまたぐ複数の課にわたる危機事案が発生した場合を想定した訓練
・全職員を対象としたｅラーニング研修

事業開始時期

平成 26 年４月

事業の状況

令和３年度　危機対応向上訓練（ワークショップ形式及び実動訓練）
全職員を対象としたｅラーニング研修の実施
危機管理ポケットマニュアルの配布
令和４年度　危機対応向上訓練（ワークショップ形式及び実動訓練）
全職員を対象としたｅラーニング研修の実施
危機管理ポケットマニュアルの配布
令和５年度　危機対応向上訓練（ワークショップ形式及び実動訓練）
全職員を対象としたｅラーニング研修の実施
危機管理ポケットマニュアルの配布
令和６年度　危機対応向上訓練（ワークショップ形式及び実動訓練）
全職員を対象としたｅラーニング研修の実施
危機管理ポケットマニュアルの配布
令和７年度　危機対応向上訓練（ワークショップ形式及び実動訓練）
全職員を対象としたｅラーニング研修の実施
危機管理ポケットマニュアルの配布

港区業務継続計画（ＢＣＰ）新型インフルエンザ編	防災危機対応力強化担当

概　　要

新型インフルエンザが発生した際に、限られた人員や資機材などの資源を効率的かつ効果的に導入し、業務の継続と平常時の業務レベルへの早期復旧を図るため、区として最優先に行うべき業務を事前に定め、区民の生命、身体、財産を保護するとともに、区民生活に必要な都市機能を維持することを目的として平成22年３月に策定し、平成25年３月に改定した港区業務継続計画（Business Continuity Plan =BCP）に基づき、非常時における即時対応体制を構築し、BCPのマネジメントを推進します。

内　　容

港区業務継続計画「新型インフルエンザ編」では、海外発生段階及び国内発生初期から拡大・まん延期等に応じた緊急時の優先業務を定めるとともに、限られた人員や資機材等を最大限活用するために対応業務に関連するマニュアルを整備しています。

今後、国や東京都の動向を的確に把握しながら、必要に応じて改定していきます。

事業開始時期

平成21年４月

事業の状況

令和３年度　新型コロナウイルス感染症の影響のため未実施
令和４年度　新型コロナウイルス感染症の影響のため未実施
令和５年度　全職員を対象としたｅラーニング研修の実施
令和６年度　全職員を対象としたｅラーニング研修の実施
令和７年度　全職員を対象としたｅラーニング研修の実施

※港区業務継続計画は、「震災・風水害編」と「新型インフルエンザ編」からなり、「震災・風水害編」については、15頁に記載しています。

新型インフルエンザ等対策物資の充実	防災危機対応力強化担当

概　　要

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）が発生した時には、感染拡大防止のために、来庁者や職員、区有施設を利用する区民等にマスクの着用と手指消毒液等の利用を呼びかける必要があります。新型インフルエンザ等の流行初期段階では、マスクや消毒液の入手は困難になることが予測されることから、マスク、手指消毒液等を備蓄しています。

内　　容

新型インフルエンザ等の流行に備え、来庁者や職員、区有施設を利用する区民等のマスク、手指消毒液等を防災備蓄倉庫に備蓄し、必要に応じて更新しています。

更新に際しては、対策物資の有効活用を図る観点から、有効期限が到達するものについて、業務時間中の使用を目的として各所属へ配布しています。

新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、感染拡大防止の観点から職員や来庁者、施設利用者だけでなく、区内社会福祉施設や妊産婦等に対しても提供しました。

事業開始時期

平成21年４月

事業の状況

令和３年度　マスク、手指消毒液の購入
新型コロナウイルス感染症対策のため、各区有施設等に配布

令和４年度　手指消毒液の購入
新型コロナウイルス感染症対策のため、各区有施設等に配布

令和５年度　手指消毒液の購入
新型コロナウイルス感染症対策のため、各区有施設等に配布

令和６年度　マスク、手指消毒液の購入
新型インフルエンザ等の流行に備え、各区有施設等に配布

令和７年度　マスク、手指消毒液の購入
新型インフルエンザ等の流行に備え、各区有施設等に配布

国民保護対策	防災危機対応力強化担当

概　　要

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年６月 18 日法律第 112 号）に基づき、武力攻撃等から区民の生命、身体、財産を保護するための施策を総合的に推進するとともに、平成 19 年３月に作成し、平成 28 年３月に変更した港区国民保護計画に基づき、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するために必要な体制、資機材等を整備します。

内　　容

（１）港区国民保護協議会の運営
（２）港区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織・体制の整備
（３）全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用
（４）国民保護に関する普及・啓発
（５）職員研修・訓練用資機材等の整備

根拠法令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
港区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
港区国民保護協議会条例

事業開始時期

平成 18 年４月

事業の状況

令和３年度　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用訓練を毎月継続実施
　　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の全国一斉情報伝達訓練実施（３回）
令和４年度　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用訓練を毎月継続実施
　　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の全国一斉情報伝達訓練実施（４回）
令和５年度　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用訓練を毎月継続実施
　　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の全国一斉情報伝達訓練実施（４回）
令和６年度　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用訓練を毎月継続実施
　　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の全国一斉情報伝達訓練実施（４回）
令和７年度　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用訓練を毎月継続実施
　　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の全国一斉情報伝達訓練実施（４回）

港 区 安 全 の 日	防災危機対応力強化担当

概　　要

平成 18 年６月３日、特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝において同住宅に居住する当時 16 歳の高校生が、エレベーターの扉が開いたまま上昇する不具合により亡くなる痛ましい事故が発生しました。区は、事故を風化させることなく、区民全体がエレベーター等の安全について考える機会とするため、また、安全を最優先としていく区の姿勢が今後も変わることがないことを区の内外に示すため、６月３日を「港区安全の日」としました。

内　　容

（１）赤とんぼの会が毎年開催している「６．３ 安全な社会づくりを目指して」の集会について、赤とんぼの会と区の共催により実施（赤とんぼの会：エレベーター等の安全確保に係る活動を行うご遺族と支援者からなる団体）

（２）エレベーター事故のご遺族を講師としてお迎えし、当時の事故状況を知らない新規採用職員を主な対象とした研修を実施

（３）ホームページ・広報みなとを通じて、「港区安全の日」の取組について広く周知

（４）「港区安全の日」の制定趣旨を広く区民に周知・啓発するとともに、シティハイツ竹芝エレベーター事故の風化防止や身近な施設の安全に係る区の取組を紹介することを目的として、パネル展を実施

（５）「港区安全の日」の制定趣旨を広く区民に周知・啓発するとともに、区民の安全・安心を守るための制度を紹介することを目的として、リーフレットを作成・配布

事業開始時期

平成 30 年６月

事業の状況

令和３年度	「６．３ 安全な社会づくりを目指して」の集会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会を中止し、ご遺族とその支援者からなる赤とんぼの会が主催する献花式のみ開催
	エレベーター事故のご遺族が講師を務める、新任職員研修の実施
	「みなとセーフティＬａｂ.」（区民向けセミナー）の開催
	「港区安全の日」周知・啓発リーフレットの作成・配布
	パネル展「６．３ あの日を忘れない～シティハイツ竹芝エレベーター事故を教訓とした安全への取組～」の開催

令和４年度	「６．３　安全な社会づくりを目指して」の集会の共催
	エレベーター事故のご遺族が講師を務める、新任職員研修の実施
	「みなとセーフティＬａｂ.」（区民向けセミナー）の開催
	「港区安全の日」周知・啓発リーフレットの作成・配布
	パネル展「６．３　あの日を忘れない～シティハイツ竹芝エレベーター事故を教訓とした安全への取組～」の開催
令和５年度	「６．３　安全な社会づくりを目指して」の集会の共催
	エレベーター事故のご遺族が講師を務める、新任職員研修の実施
	「みなとセーフティＬａｂ.」（区民向けセミナー）の開催
	「港区安全の日」周知・啓発リーフレットの作成・配布
	パネル展「６．３　あの日を忘れない～シティハイツ竹芝エレベーター事故を教訓とした安全への取組～」の開催
	国土交通省が主催する「令和５年度住生活月間功労者表彰」において、港区のエレベーターの安全についての取組が国土交通大臣表彰を受賞
令和６年度	「６．３　安全な社会づくりを目指して」の集会の共催
	エレベーター事故のご遺族が講師を務める、新任職員研修の実施
	「みなとセーフティＬａｂ.」（区民向けセミナー）の開催
	「港区安全の日」周知・啓発リーフレットの作成・配布
	パネル展「６．３　あの日を忘れない～シティハイツ竹芝エレベーター事故を教訓とした安全への取組～」の開催
	「安全の碑」を区役所本庁舎正面玄関横に設置
令和７年度	「６．３　安全な社会づくりを目指して」の集会の共催
	エレベーター事故のご遺族が講師を務める、新任職員研修の実施
	「みなとセーフティＬａｂ.」（区民向けセミナー）の開催
	「港区安全の日」周知・啓発リーフレットの作成・配布
	パネル展「６．３　あの日を忘れない～シティハイツ竹芝エレベーター事故を教訓とした安全への取組～」の開催

区有施設安全総点検	防災危機対応力強化担当

概　　要

シティハイツ竹芝エレベーター事故のような区有施設における痛ましい事故を防止するため、毎年度全区有施設を対象として各施設の管理担当職員が目視、触診等により当該施設の点検を行います。点検を通じて、各施設の不具合状況を把握するとともに、施設管理担当職員の安全に関する認識の向上を図ることを目的としています。

内　　容

定められた点検項目に沿って不具合や危険箇所の有無を確認するとともに、不具合等があった場合は、改善処置を検討し実施します。

また、自然災害等に伴い区有施設等への影響が懸念される時等には、その都度、緊急総点検を実施します。

根拠法令等

港区有施設の安全管理に関する要綱

港区立学校その他の教育機関の施設等の安全管理に関する要綱

事業開始時期

平成18年８月

事業の状況

区有施設安全総点検の結果は以下の表のとおり

（単位：件数）

年度	3	4	5	6	7
不具合箇所	1,010	994	1,031	954	931

区有施設安全管理講習会	防災危機対応力強化担当

概　　要

平成18年６月に発生したシティハイツ竹芝エレベーター事故のような痛ましい事故を二度と発生させないため、区有施設における安全管理対策を充実・強化することを目的とし、区や指定管理者などの職員を対象に、基礎的な知識の習得と安全に対する意識改革を図るための講習会を実施します。

内　　容

【令和７年度】

（１）夏季講習会「区有施設で発生する事故を減らすために」

（２）春季講習会「区有施設の安全点検のポイント」

※講習会の実施にあたっては、内容の充実を図るとともに施設の安全管理対策を支援する目的で、事前に講師の一級建築士が現地を訪問し、点検等の状況を確認しています。

事業開始時期

平成20年２月

事業の状況

区有施設安全管理講習会の実施状況は以下の表のとおり

年度	3		4		5		6		7	
	夏季〈書面開催〉	春季〈書面開催〉	夏季〈書面開催〉	春季〈書面開催〉	夏季〈書面開催〉	春季〈書面開催〉	夏季〈書面開催〉	春季〈書面開催〉	夏季〈書面開催〉	春季〈書面開催〉
対象者	区の係長級職員、一般職員、小・中学校及び幼稚園の副校（園）長、教職員、指定管理者・事業受託事業者									

エレベーター等安全管理セミナー	防災危機対応力強化担当

概　　要

平成18年６月に発生したシティハイツ竹芝エレベーター事故のような痛ましい事故を二度と発生させないため、エレベーターやエスカレーターの適切な管理と安全な運行を行うための知識の習得を目的とし、区や指定管理者などの職員を対象に、基礎的な知識の習得と安全に対する意識改革を図るためのセミナーを実施します。

内　　容

【令和７年度】

エレベーター・エスカレーターの機種、構造、地震や火災発生時の管制運転体験、正しい乗り方、日常管理のポイント、緊急時の対応など（エレベーター製造事業者の施設見学を含む）

事業開始時期

平成21年11月

事業の状況

エレベーター等安全管理セミナー受講者数は以下の表のとおり

（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
受講者	33	35	34	25	40

生 活 安 全 担 当

安全で安心できる港区にする条例	生活安全担当

概　　要

区民が安全で安心して生活できる港区を実現することを目的としています。

内　　容

（１）区の責務

区は、区の区域を管轄する警察署、消防署等の行政機関及び防犯関係団体等と連携を図りながら、下記の施策を実施します。

①　生活安全意識の啓発

②　区民等、事業者、土地建物管理者等が、自主的に実施する生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動の支援

③　防犯設備の設置の要請及び支援

④　安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある行為を防止するための指導等

（２）区民等の責務

区民等は生活が安全に営まれる環境の確保、生活安全活動の推進、区の施策への協力に努めるものとします。

（３）事業者の責務

区民等の生活が安全に営まれる環境の確保、区の施策への協力に努めるものとします。また、安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある勧誘、宣伝活動等をしてはいけません。

（４）土地建物管理者の責務

土地又は建物に係る安全な環境の確保、区の施策への協力に努めるものとします。

（５）建築主の責務

共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築（大規模修繕を含む。）しようとする際、防犯設備を整備するよう努め、それに当たっては建築基準法に基づく確認申請前に、その建築物がある区域を管轄する警察署に協議するものとします。

施　　行

平成15年４月

港区暴力団排除条例	生活安全担当

概　　要

暴力団は、住民生活や事業活動の場にも深く介入して様々な資金獲得活動を行っており、その手口は多様化、巧妙化しています。特に、東京は経済・産業の中心地であることから、都内に集中する様々な利権を狙って暴力団が進出してきています。

このような状況を踏まえ、区では、平成26年４月、暴力団排除に関する区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携をより一層深め、社会全体で暴力団排除活動を推進するため、港区暴力団排除条例を制定しました。

内　　容

（１）基本理念

①　暴力団と交際しない

②　暴力団を恐れない

③　暴力団に資金を提供しない

④　暴力団を利用しない

（２）区の責務

区は、区民等及び事業者の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものとします。

（３）区民等の責務

区民等は、基本理念に基づき、次の行為を行うよう努めるものとします。

①　暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。

②　区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。

③　暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

（４）事業者の責務

事業者は、基本理念に基づき、区民等の責務に加え、従業員の安全及び事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、暴力団排除のために適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

（５）区民等及び事業者が遵守すべき事項

①　暴力団の威力を利用することの禁止

区民等及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等のために、暴力団の威力を利用してはならないものとします。

②　暴力団等に対する利益供与の禁止

区民等及び事業者は、暴力団の威力を利用すること等を目的として、暴力団等に対して金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとします。

（６）区内飲食店事業者からの誓約書の提出

食品衛生法に基づく飲食店営業の許可（新規・更新）を受けた事業者は、「暴力団の威力を利用することの禁止」や「暴力団に対する利益供与の禁止」を遵守すること等を記載した誓約書を区長に提出するものとします。

（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
受理数	816	663	659	562	458

（７）区の事務事業に係る暴力団排除措置
　区は、区が行う契約、補助金等の事務事業が暴力団の利益とならないよう、暴力団排除条項を整備するなど暴力団の関与を防止するための必要な措置を講じます。
（８）公の施設における暴力団排除措置
　区は、区民センターや区民斎場等の公の施設の利用が、暴力団の利益となると認められるときは、利用承認を取り消すなど当該施設の利用を拒否します。
（９）港区暴力団排除審議会
　区は、条例に基づく暴力団排除活動を推進するための措置を適正に実施するため、区長の付属機関として港区暴力団排除審議会を設置します。
（10）区民等及び事業者の暴力団排除活動への支援
①　暴力団排除活動支援アドバイザー派遣制度
　区民等や事業者からの暴力団に関する相談に対して、区が暴力団対策に精通した弁護士をアドバイザーとして派遣します。
・利用時間　原則として１回２時間
・利用回数　原則として５回
②　暴力団排除活動に係る物品貸与事業
　区民等や事業者が取り組む暴力団排除キャンペーンや団結式などの暴力団排除活動に対し、必要な物品を貸与します。
・貸与物品　横断幕、のぼり旗、パトロールベスト等

施　　行
平成26年４月

関連規則・要綱
港区暴力団排除条例施行規則
港区暴力団排除活動支援要綱

港区客引き行為等の防止に関する条例（客引き防止プロジェクト）	生活安全担当

概　　要

区では、区民や来街者等の安全安心を確保するとともに、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、公共の場所において客引き行為等を明確に規制する「港区客引き行為等の防止に関する条例」を制定し、条例に基づく施策を推進しています。

内　　容

（１）区の責務

公共の場所における客引き行為等を防止するために必要な施策を実施するものとします。

（２）区民等の責務

公共の場所における客引き行為等の防止に関し、区が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

（３）事業者の責務

（２）の区民等の責務に加え、公共の場所における客引き行為等を防止するため、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

（４）規制場所

公共の場所（区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるもの）を対象とします。

（５）規制行為

①　客引き行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為）

②　客待ち行為（①の客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為）

③　勧誘行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、接待飲食店等の役務に従事するように勧誘する行為）

④　勧誘待ち行為（③の勧誘行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為）

（６）禁止事項

①　公共の場所における客引き行為等の禁止

②　客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止

（７）誓約書の提出

区長は、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けた者に対し、（６）の禁止事項を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求め、提出した事業者にはその証としてステッカーを交付するものとします。

（８）違反者への措置

違反者には、指導、勧告、命令のうえ、是正されない場合は５万円以下の「過料」を科し、命令の内容その他必要な事項を「公表」することができるものとします。過料は、違反行為者の事業主である法人の代表者等にも科すこととします。

【指導等の実施状況】　（単位：件）

年度	指導書	勧告書	命令書	過料	公表
3	868	44	2	0	0
4	817	20	2	0	0
5	320	4	0	0	0
6	316	1	0	0	0
7	1,266	44	0	0	0

（９）港区生活安全パトロール隊の配置

区では、繁華街における客引き行為等を抑止するため、港区生活安全パトロール隊（港区客引き行為等防止指定指導員）を配置し、条例の周知・啓発を行うとともに、違反者に対しては条例を遵守するよう指導を行います。

地区	巡回場所	地区	巡回場所
大門・浜松町	大門交差点周辺	赤坂	赤坂見附駅周辺
新橋	新橋駅周辺	田町	慶応仲通り周辺、なぎさ通り周辺
六本木	六本木交差点周辺	品川	品川駅港南口周辺

（10）警察官ＯＢの任用

平成 31 年４月から専門的な技能や経験を有する警察官ＯＢを任用し、条例に基づく行政処分を活用した客引き行為等対策の強化を図っています。

（11）港区客引き行為防止対策審議会

条例に基づく客引き行為等の防止に関する措置を適正に実施するため、区長の付属機関として、港区客引き行為防止対策審議会を設置しています。

（12）客引き防止キャンペーン

年度	年月日	地区	内容
3	令和３年 12 月 16 日	六本木	啓発活動の実施
4	令和４年７月 20 日	新橋	パレード及び啓発活動の実施
	令和４年７月 28 日	六本木	パレード及び啓発活動の実施
	令和４年 12 月 15 日	新橋	パレード及び啓発活動の実施
	令和４年 12 月 20 日	六本木	パレード及び啓発活動の実施
5	令和５年７月６日	新橋	パレード及び啓発活動の実施
	令和５年７月 24 日	六本木	パレード及び啓発活動の実施
	令和５年 12 月 12 日	新橋	パレード及び啓発活動の実施
	令和５年 12 月 22 日	赤坂	パレード及び啓発活動の実施
	令和５年 12 月 25 日	六本木	パレード及び啓発活動の実施
6	令和６年７月 17 日	新橋	パレード及び啓発活動の実施
	令和６年 12 月 13 日	新橋	パレード及び啓発活動の実施
	令和６年 12 月 20 日	赤坂	パレード及び啓発活動の実施
7	令和７年 12 月 16 日	新橋	パレード及び啓発活動の実施
	令和７年 12 月 19 日	赤坂	パレード及び啓発活動の実施

施　　行

平成 29 年４月

関 連 規 則

港区客引き行為等の防止に関する条例施行規則

港区生活安全行動計画	生活安全担当

概　　要

防犯や防火等の各種生活安全施策の実施に関し、長期的な視点に立ち、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにし、「安全で安心できる港区」を実現するための具体的な事業計画を示すことを目的としています。

計画の基本的な考え方

ＡＩなど新たな技術が進展する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、暮らし方や働き方は転換期を迎えています。また、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）が 2030 年までの国際目標として共有されていることも踏まえ、これまで以上に安心して過ごせるまちの実現に向けた取組の充実が求められています。

区は「区民の安全・安心の確保」を最重要課題としており、区民、事業者、関係機関と協働して区民の生活安全の向上への取組を推進してきました。平成 18 年度に初めて行動計画を策定した後、区内の刑法犯認知件数は、平成 17 年に 8,183 件であったものが、令和３年には 2,228 件となるなど、取組の一定の効果は現れています。しかしながら、徐々に社会活動が戻ってきた令和４年は 2,620 件と前年を上回りました。

区内では、子どもや女性を対象とした声かけやつきまとい等が発生し、高齢者等を対象とした特殊詐欺も手口が巧妙化しており、一層の対策が求められています。

本計画はこれらを踏まえ、区民、事業者、関係機関及び区の協働による取組を明らかにし、社会情勢や犯罪発生状況、区民ニーズを的確に見極め、現状の改善にとどまることなく、港区に関わる全ての人、区と区民、事業所や関係機関等との協働により「安全で安心できる港区」を実現するために、果敢に取り組むアクションプランとして策定します。

内　　容

（１）計画の対象
　①　区民生活に身近な場所で発生する犯罪及び火災の防止
　②　道路や公園等の公共空間におけるマナー違反等の防止

（２）４つの基本方針
　①　子どもや女性の安全安心を確保する
　②　高齢者、障害者の安全安心を確保する
　③　繁華街の安全安心を確保する
　④　全ての区民・地域に向けた安全安心を確保する

（３）施策を効果的に推進するための３つの手法と２つの視点
　①　３つの手法
　　・ネットワークづくり（お互いが見守り助け合う環境をつくる）
　　・ひとづくり（自分自身を守る知識をつくる）
　　・まちづくり（犯罪や火災が起きにくい環境をつくる）
　②　２つの視点
　　・分かりやすく(情報発信等を改善)
　　・利用しやすく(利用・参加を促進)

（４）計画の期間
　　令和６年度から令和８年度まで

（５）策定時期
　　令和６年３月

（６）計上事業
　　72 事業

生活安全活動の支援 （1）港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会	各総合支所 協働推進課 生活安全担当

概　　要

生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する「港区生活安全協議会」を運営するとともに、各地区に設置した「生活安全活動推進協議会」等による、地域ごとの生活安全活動を支援します。

内　　容

（１）港区生活安全協議会

区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成しています。

（２）生活安全活動推進協議会

各地区の生活安全活動の推進及び地域の安全を脅かす課題の解決に取り組むため、各総合支所単位に設置している組織で、町会・自治会、商店会、防犯協会、保護司、ＰＴＡ関係者、民生委員・児童委員、その他協議会の設立目的に賛同する企業、団体及び個人による委員で構成しています。

（３）区の支援

各地区で実施する、地域の実情に応じた生活安全に関するキャンペーンの共催や自主パトロールへの参加等により活動を支援しています。

根拠法令等

安全で安心できる港区にする条例
安全で安心できる港区にする条例施行規則

事業の状況

【生活安全協議会活動状況】

年度	開催日	内容
3	令和３年10月19日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和３年度「安全で安心できる港区にする条例」に基づく表彰についてほか （新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面による会議・議決）
	令和４年３月 25 日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和３年度各地区生活安全活動推進協議会の取組について、令和３年度の表彰結果及び令和４年度の表彰審査会の委員の選任についてほか （新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面による会議・議決）

年度	開催日	内容
4	令和４年10月20日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和４年度「安全で安心できる港区にする条例」に基づく表彰についてほか
	令和５年３月27日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和４年度各地区生活安全活動推進協議会の取組について、令和４年度の表彰結果及び令和５年度の表彰審査会の委員の選任についてほか
5	令和５年11月２日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和５年度「安全で安心できる港区にする条例」に基づく表彰についてほか
	令和６年３月19日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和５年度各地区生活安全活動推進協議会の取組について、令和５年度の表彰結果及び令和６年度の表彰審査会の委員の選任についてほか
6	令和６年10月16日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和６年度「安全で安心できる港区にする条例」に基づく表彰についてほか
	令和７年３月26日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和６年度各地区生活安全活動推進協議会の取組について、令和６年度の表彰結果及び令和７年度の表彰審査会の委員の選任についてほか
7	令和７年10月28日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和７年度「安全で安心できる港区にする条例」に基づく表彰についてほか
	令和８年３月19日	港区内の犯罪発生状況及び災害発生状況等について、港区の生活安全に関する取組について、令和７年度各地区生活安全活動推進協議会の取組について、令和７年度の表彰結果及び令和８年度の表彰審査会の委員の選任についてほか

【各地区生活安全活動推進協議会】

名称	設置年月日
芝地区生活安全･環境美化活動推進協議会	平成 16 年４月１日
麻布地区の生活安全と環境を守る協議会	平成 16 年４月１日
赤坂青山安全・環境美化推進協議会	平成 16 年４月１日
高輪地区生活安全・環境美化協議会	平成 16 年５月 14 日 ※平成 18 年５月 12 日付、高輪地区生活安全活動推進協議会から名称変更 ※平成 22 年５月 11 日付、高輪地区生活安全・環境美化活動推進協議会から名称変更
芝浦港南地区安全・美化協議会	平成 16 年４月１日

※令和７年度の各地区生活安全活動推進協議会活動状況は、次ページ以降を参照

芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会	（１）協議会　第１回　令和７年７月９日 　　第２回　令和８年２月３日 （２）幹事会　第１回　令和７年７月１日 　　第２回　令和７年 10 月 29 日 　　第３回　令和８年１月 21 日 （３）活動内容 ①　「芝地区クリーンキャンペーン～路上喫煙ゼロのまち！～」 （計 10 回・5,404 人参加） 芝地区内の主要駅周辺にて、午前８時から午前９時 30 分まで、清掃活動、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動、ガム痕の除去活動、落書き消し等を実施 令和７年４月 10 日　浜松町駅・大門駅周辺　444 人参加 令和７年５月 15 日　芝公園駅・赤羽橋駅周辺　287 人参加 令和７年６月 12 日　虎ノ門駅・神谷町駅周辺　534 人参加 令和７年７月 10 日　内幸町駅・御成門駅周辺　342 人参加 令和７年９月 11 日　新橋駅・内幸町駅周辺　640 人参加 令和７年 10 月 16 日　田町駅・三田駅周辺　641 人参加 令和７年 11 月 13 日　虎ノ門駅・神谷町駅周辺　713 人参加 令和７年 12 月 11 日　浜松町駅・大門駅周辺　639 人参加 令和８年２月 13 日　田町駅・三田駅周辺　574 人参加 令和８年３月 12 日　新橋駅・内幸町駅周辺　590 人参加 ②　地域内の連携を図る取組 ア　キャンペーンに３年間継続して年間２回以上参加した 39 事業所に感謝状を贈呈 イ　キャンペーンの会場に「地域交流スペース」を設置 参加事業所の紹介ポスター、町会・自治会の紹介地図、地域のイベント情報、みなとタバコルールの周知、防災情報等をパネルに掲載 ウ　参加事業所に事務局の役割を分担（会場受付・活動用品の準備等） ③　「小学校の通学路点検」活動状況 御成門小学校（令和７年５月 28 日、令和７年 11 月 12 日） 芝小学校　（令和７年４月 30 日、令和７年 10 月８日） 赤羽小学校　（令和７年６月 26 日、令和７年 10 月 24 日）

麻布地区の生活安全と環境を守る協議会	（１）協議会（全体会）　第１回　令和７年６月13日 　　第２回　令和８年３月27日 （２）活動内容 ①　生活安全分野 安全で安心できる麻布をめざす研修会 生活排水から発生する硫化水素による悪臭や下水道管の腐食に伴う道路陥没を未然に防ぐため、ビルピット(排水槽)の適切な管理方法について講習会を開催 令和８年３月27日　麻布区民協働スペース　30人参加 ②　環境美化分野 ア　ごみ減量のために　―３Ｒ(さんアール)って何だろう？― みなとリサイクル清掃事務所を招き、区の清掃、リサイクル事業の概要、３Ｒ(リデュース・リユース・リサイクル)、ごみ収集や資源回収（回収品目、正しい分け方・出し方等）についての講習会を開催 令和７年６月13日　麻布区民協働スペース　36人参加 イ　クリーンアップキャンペーン（六本木） 六本木交差点周辺にて、清掃活動、まちの安全安心のためのルール「六本木安全安心憲章」や「みなとタバコルール」のＰＲ、落書き消去を実施 第１回　令和７年10月23日　60人参加 第２回　令和８年 ３月12日　53人参加 ウ　クリーンアップキャンペーン（赤羽橋駅周辺） 赤羽橋駅周辺にて、清掃活動、「みなとタバコルール」のＰＲ、落書き消去を実施 令和７年11月18日　36人参加 エ　子どもたちとの落書き消去活動 南山小学校周辺にて、南山小学校３年生の子どもたち48人と協力し小学校付近の落書きを消去 令和７年12月９日　21人参加 麻布小学校周辺にて、麻布小学校４年生の子どもたち56人と協力し小学校付近の落書きを消去 令和８年１月29日　20人参加

赤坂青山安全・環境美化推進協議会

（１）協議会　第１回　令和７年６月 27 日　52 人参加
　　第２回　令和７年 11 月 21 日　43 人参加
　　第３回　令和８年３月５日　47 人参加
（２）地域安全講習会　令和８年３月５日　47 人参加
　　（第３回協議会の中で開催）
（３）活動内容
①　生活安全パトロール活動状況（計 20 回 304 人参加）
令和７年４月 15 日　（11 人）　令和７年４月 18 日　（25 人）
令和７年５月 15 日　（12 人）　令和７年５月 16 日　（14 人）
令和７年６月５日　（14 人）　令和７年６月 17 日　（15 人）
令和７年７月 17 日　（20 人）　令和７年７月 22 日　（23 人）
令和７年９月 26 日　（11 人）　令和７年 10 月 15 日（20 人）
令和７年 10 月 24 日（10 人）　令和７年 10 月 27 日（11 人）
令和７年 11 月 21 日（13 人）　令和７年 11 月 28 日（19 人）
令和８年１月 23 日　（17 人）　令和８年１月 26 日　（12 人）
令和８年１月 30 日　（23 人）　令和８年３月３日　（雨天中止）
令和８年３月 26 日　（17 人）　令和８年３月 30 日　（17 人）
②　「地域清掃活動」への参加
毎月第１水曜日　午後５時～　赤坂通り商店会
毎月第１金曜日　午前９時～　赤坂地区総合支所周辺
毎月第２金曜日　午前９時～　青山三・四丁目商店会
毎月第２日曜日　午前 10 時～　赤坂八丁目町会
毎月第２・４水曜日　午後０時 15 分～　エスプラナード赤坂商店街振興組合
毎月第２・４金曜日　午前９時～　青山表参道商店会
毎月第２・４金曜日　午前９時～　青山外苑前商店街振興組合
毎月第３水曜日　午前 10 時～　青山一丁目町会
毎月第３日曜日　午前 10 時～　青山高樹町町会
毎月 15 日　午前 10 時～　南青山一丁目町会
③　「赤坂青山美しいまちマナーのまち」キャンペーンへの参加

日程		実施場所	日程		実施場所
４月	24 日	赤坂駅	11 月	27 日	赤坂見附駅
	25 日	表参道駅		28 日	外苑前駅
５月	22 日	溜池山王駅	12 月	11 日	赤坂駅
	23 日	青山一丁目駅		12 日	表参道駅
６月	26 日	赤坂見附駅	１月	22 日	溜池山王駅
	27 日	外苑前駅		23 日	青山一丁目駅
９月	25 日	赤坂駅	２月	26 日	赤坂見附駅
	26 日	表参道駅		27 日	外苑前駅
10 月	23 日	溜池山王駅	３月	12 日	赤坂駅
	24 日	青山一丁目駅		13 日	表参道駅

④　「社会を明るくする運動」への参加
令和７年７月 21 日　午後１時～午後３時

高輪地区生活安全・環境美化協議会	（１）協議会総会　　令和７年５月 20 日 （２）部会長会　　令和７年４月 11 日 （３）活動内容 部会活動（４部会に分け活動） ①　パトロール専門部会 ア　夏の夜間パトロール（全２コース実施　41 人） 第１回　令和７年９月８日（猛暑のため中止） 第２回　令和７年９月９日（２コース実施　41 人） イ　あんしん・きれい（防犯）パトロール及び落書き消し（全４コース実施　73 人） 第１回　令和７年 12 月 15 日（２コース実施　35 人） 第２回　令和７年 12 月 16 日（２コース実施　38 人） ウ　春のパトロール（全２コース実施　40 人） 第１回　令和８年３月９日（２コース実施　40 人） 第２回　令和８年３月 10 日（雨天のため中止） ②　道路・公園専門部会 通学路点検（合計 138 人参加） 高輪地区内の小学校の通学路点検を教育委員会事務局、道路管理者（まちづくり課）、交通管理者（三田・高輪警察署）、学校、ＰＴＡ、地元町会等と春・秋の２回実施 ・御田小学校　第１回　令和７年６月３日　（15 人） 第２回　令和７年 11 月 29 日（11 人） ・高輪台小学校　第１回　令和７年６月 18 日　（18 人） 第２回　令和７年 10 月 17 日（18 人） ・白金小学校　第１回　令和７年６月 12 日　（21 人） 第２回　令和７年 10 月７日　（20 人） ・白金の丘小学校　第１回　令和７年６月 16 日　（20 人） 第２回　令和７年 10 月 20 日（15 人） ③　自転車・バイク対策専門部会 ア　自転車交通安全対策イベント ・春の交通安全啓発活動　令和７年４月９日　（18 人） ・秋の交通安全啓発活動　令和７年９月 24 日　（15 人） ・交通安全教室　第１回　令和７年 11 月 29 日（38 人） 第２回　令和８年３月 28 日　（36 人） イ　自転車損害賠償保険啓発活動 ・高輪地区にある計 12 か所のマンションに対し、区民交通傷害保険・自転車ヘルメット助成周知チラシを計 2,062 世帯へポスティング　令和８年２月 18 日 ・白金高輪駅自転車駐車場にて、区民交通傷害保険・自転車ヘルメット助成周知チラシを計 50 枚配布 令和８年３月４日

高輪地区生活安全・環境美化協議会（つづき）	④　環境美化専門部会 ア　環境美化活動・キャンペーン ・高輪ゲートウェイ駅みなとタバコルール＆クリーンアップキャンペーン 令和７年 11 月 18 日　（107 人） ・コラボクリーンアップキャンペーン 令和７年４月 23 日　高輪ゲートウェイエリアマネジメント（雨天のため中止） 令和７年５月 28 日　高輪ゲートウェイエリアマネジメント（20 人） 令和７年 12 月４日　白金商店会　（20 人） ・クリーンアップ 令和７年６月 24 日 白金台駅周辺クリーンアップキャンペーン　（11 人） 令和７年９月 26 日 高輪台駅周辺クリーンアップキャンペーン　（26 人） イ　文化財周辺クリーンアップキャンペーン 令和７年 12 月１日　（76 人） ウ　講習会 古川地下調整池の見学 令和７年６月 19 日　（４人）

芝浦港南地区安全・美化協議会	（１）協議会　第１回　令和７年９月４日 　　第２回　令和８年３月５日 （２）活動内容 　環境美化推進活動 　①　クリーンアップキャンペーン（地域清掃活動・みなとタバコルール啓発活動)計５回 616 人参加 　　第１回　令和７年５月８日　港南地区　138 人参加 　　第２回　令和７年６月５日　芝浦・海岸地区　178 人参加 　　第３回　令和７年６月 26 日　台場地区　66 人参加 　　第４回　令和７年９月 18 日　芝浦・海岸地区　荒天のため中止 　　第５回　令和７年 11 月 13 日　港南地区　182 人参加 　　第６回　令和７年 12 月４日　台場地区　52 人参加 　②　みなとタバコルール一斉キャンペーン 　　令和７年 11 月 13 日　品川駅港南口・こうなん星の公園 　　182 人参加

生活安全活動の支援 （２）安全・安心まちづくり推進地区の取組(六本木地区)	麻布地区総合支所 協働推進課 生活安全担当

概　　要

都内有数の繁華街である六本木地区（六本木三丁目～七丁目）について、当該区域の安全対策を強化するため、平成 16 年に港区生活安全協議会等で「安全・安心まちづくり推進地区」として選定し、通学路パトロールの実施など取組を強化しました。

平成 18 年には、六本木地区に関わる地元の町会・自治会、事業者、関係機関・団体等がともに、安全で安心できるまちにする取組等を推進するため、六本木地区に特化した対策を推進する組織として「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」（以下「推進会議」という。）が発足しました。

平成 25 年７月開催の推進会議では、全ての人が守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」を制定し、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度などの取組を推進しています。

【推進地区選定等の経過】

年月	内容・経過等
平成 15 年９月	東京都緊急治安対策本部から、犯罪が多発するなど、安全・安心まちづくりの推進が必要と判断される地域について、「安全対策重点地区」として選定するよう依頼を受ける
平成 16 年４月	港区生活安全協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」（旧「安全対策重点地区」）に選定することを決定
平成 16 年９月	麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することを決定
平成 16 年 11 月	港区生活安全協議会及び麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することが決定されたため、東京都に対し選定を報告後に指定
平成 17 年６月	「大都市等の魅力ある繁華街の再生」のモデル地区として、内閣に設置された都市再生本部が全国の 11 か所の繁華街のうちの一つとして六本木地区を指定し、六本木地区に特化した取組を推進

事業の状況

（１）通学路パトロールの実施

地区内及び隣接区域にある小中学校等に通学する児童・生徒等の安全確保を目的として、登下校時の時間帯に民間警備会社への委託による通学路パトロールを実施しています。

（２）夜間パトロールの実施

平成 19 年度から、青色回転灯装備車両によるパトロールを開始するとともに、毎日、六本木地区をはじめとする区内の繁華街を中心に深夜帯のパトロールを行っています。

（３）「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」の運営

六本木地区特有の課題について検討するため、推進会議（分科会含む。）を開催するとともに、六本木安全安心憲章周知・啓発のためのキャンペーン活動等を実施しています。

【開催状況】

年度	実施日	内容
3	令和４年３月 15 日 ※書面開催	行政関係の取組、令和３年度港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等審査結果について、六本木地区安全安心まちづくり推進会議等の取組について
4	令和５年３月 24 日	行政関係の取組、令和４年度港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等審査結果について、六本木地区安全安心まちづくり推進会議等の取組について
5	令和５年 11 月２日 ※書面開催	六本木地区安全安心まちづくり推進会議会則の改正について、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度の見直しについて
	令和６年３月 26 日	行政関係の取組、令和５年度港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証状況について、六本木地区安全安心まちづくり推進会議等の取組について
6	令和７年３月 28 日	行政関係の取組、令和６年度港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証状況について、六本木地区安全安心まちづくり推進会議等の取組について
7	令和８年３月 30 日	行政関係の取組、令和７年度港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証状況について、六本木地区安全安心まちづくり推進会議等の取組について

【主な啓発活動等】

年度	活動
3	・六本木安全安心プロジェクト（六本木安全安心憲章周知・啓発キャンペーン） ※六本木安全安心憲章ＰＲ＆客引き防止キャンペーンは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して実施した。
4	・六本木安全安心プロジェクト（六本木安全安心憲章周知・啓発キャンペーン） ・六本木安全安心憲章ＰＲ＆客引き防止キャンペーン
5	・六本木安全安心プロジェクト（六本木安全安心憲章周知・啓発キャンペーン） ・六本木安全安心憲章ＰＲ＆客引き防止キャンペーン ・六本木安全安心憲章制定 10 周年記念キャンペーン
6	・六本木安全安心プロジェクト（六本木安全安心憲章周知・啓発キャンペーン） ・六本木安全安心憲章ＰＲ＆夜間キャンペーン
7	・六本木安全安心プロジェクト（六本木安全安心憲章周知・啓発キャンペーン） ・六本木安全安心憲章ＰＲ＆夜間キャンペーン

（４）「六本木安全安心憲章」に基づく取組

六本木安全安心憲章を地域に一層浸透させるため、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度などの取組を推進しています。

※「六本木安全安心憲章」に基づく取組の詳細内容は、「港区の地域行政（総合支所）」の「六本木安全安心プロジェクト」を参照

生活安全活動の支援 （３）安全・安心まちづくり推進地区の取組（赤坂地区）	赤坂地区総合支所 協働推進課
	生活安全担当

概　　要

都内有数の繁華街であり、指定暴力団稲川会総本部の移転阻止運動を実施するなど、暴力団排除活動の意識が高い赤坂地区（元赤坂一・二丁目、赤坂一丁目～九丁目※）をより一層安全で安心できるまちとするため、港区生活安全協議会の認定を経て、平成23年に「安全・安心まちづくり推進地区」に指定しました。

※赤坂御用地を除く。

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成22年８月20日	東京都から、繁華街の防犯力を向上させることで、※体感治安の改善を図る「繁華街等における体感治安の改善事業」モデル地域に認定される。（単年度事業）
平成23年３月24日	「安全・安心まちづくり推進地区」の認定審議を予定していた港区生活安全協議会が、東日本大震災により中止となった。そのため、各委員に対し資料を送付し、「安全・安心まちづくり推進地区」として認定することについて意見等を伺った。異議等がなかったため、港区生活安全協議会として認定した。
平成23年５月26日	「安全・安心まちづくり推進地区」に指定される。

※体感治安とは

犯罪認知件数や検挙率等の統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じる治安の良し悪しに関する感覚

事業開始時期

平成22年９月

事業の状況

「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の支援

平成20年11月に赤坂地区に特化した環境美化や暴力排除の対策を推進するため、「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」が発足しました。

平成22年に体感治安の改善事業の実施に伴い、協議会の実施地域や構成団体（商店会、町会・自治会、地域団体、関係事業者、ボランティア団体、教育機関、行政機関、区等）を拡大させ、協議会が実施する活動等を支援しています。

【団体】　61団体（令和８年４月１日現在）
【役員】　11名　（令和８年４月１日現在）

【主な活動】

年度	年月日	内容
3	令和３年７月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	令和３年 12 月 1 日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、パトロールの代替として啓発活動を実施
	令和４年３月 22 日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、パトロールの代替として啓発活動を予定していたが、悪天候のため中止
4	令和４年７月 25 日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、パトロールの代替として啓発活動を実施
	令和４年 12 月 16 日	夜間防犯パトロールの実施
	令和５年３月 24 日	夜間防犯パトロールを予定していたが、悪天候のため中止
5	令和５年７月 21 日	夜間防犯パトロールの実施
	令和５年 12 月 22 日	夜間防犯パトロールの実施
	令和６年３月 19 日	夜間防犯パトロールの実施
6	令和６年７月 19 日	夜間防犯パトロールの実施
	令和６年 12 月 20 日	夜間防犯パトロールの実施
	令和７年３月 14 日	夜間防犯パトロールの実施
7	令和７年７月 16 日	夜間防犯パトロールを予定していたが、悪天候のため中止
	令和７年 12 月 19 日	夜間防犯パトロールの実施
	令和８年３月 19 日	夜間防犯パトロールの実施

※平成 25 年度に防災危機管理室から赤坂地区総合支所に移管

「港区と区内警察署との生活安全に関する覚書」に基づく連絡調整会議	生活安全担当

概　　要

安全で安心できる港区を実現し港区内の治安向上を図るため、港区と区内６警察署は平成 25 年２月に生活安全に関する覚書を締結し、連携の強化等を確認しました。

その覚書に基づき、区長と区内６警察署長が生活安全に関して必要な事項を連絡・調整する会議を開催しています。

事業開始時期

平成 25 年 11 月

事業の状況

年度	開催日	内容
3	令和３年 11 月 12 日	客引き対策について等
4	令和４年７月 26 日	特殊詐欺対策について等
5	令和５年７月 26 日	特殊詐欺対策について等
6	令和６年 11 月７日	客引き対策について等
7	令和７年７月 25 日	繁華街の現状と新たな治安情勢について等

安全で安心できる港区にする条例に基づく表彰	生活安全担当

概　　要

安全で安心できるまちづくりの推進に貢献した区民及び事業者等を表彰しています（平成 25 年度までは隔年度実施でしたが、平成 26 年度からは毎年度実施としています）。

事業開始時期

平成 17 年 10 月

事業の状況

【過去の被表彰者】

年度	被表彰者名（敬称略）	地区
3	青山外苑町会	赤坂
	芝小地区防災協議会	芝
	本村小地区防災協議会	麻布
	森ビル株式会社	麻布
	六本木商店街振興組合	麻布
4	赤坂地区防災ネットワーク	赤坂
	愛宕二の部地区防災会	芝
	塩谷　征子	赤坂
	高輪共和会	高輪
	仲笄町会	麻布
	東麻布三丁目会	麻布
	若林　敏康	麻布
5	赤坂青山安全・環境美化推進協議会パトロール隊３班	赤坂
	愛宕三之部防災会連合会	芝
	三枝　正人	麻布
	高輪母の会	高輪
	谷箪町会	麻布
	西麻布四丁目南笄町会	麻布
	西町自治会	高輪
	幸　秋子	赤坂
6	赤坂青山安全・環境美化推進協議会パトロール隊４班	赤坂
	麻布上笄町会	麻布
	出野　泰正	赤坂
	お台場地区防災協議会	芝
	白金小地域防災会	高輪
	白金パトロール隊	高輪

年度	被表彰者名（敬称略）	地区
7	青山一丁目町会	赤坂
	赤坂青山安全・環境美化推進協議会パトロール隊５班	赤坂
	赤羽小地区防災協議会	芝
	麻布防犯協会	麻布
	麻布宮村町会	麻布
	白金三光第六町会	高輪
	東京都麺類協同組合三田支部	高輪
	日ヶ窪親和会	麻布
	港区立港南中学校	芝浦港南

※令和３年度の個人の受賞者（１人）については、本人の希望により掲載していません。

防犯設備の整備促進（建築に伴う事前協議）	生活安全担当

概　　要

「安全で安心できる港区にする条例」第７条に基づき、共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築（大規模修繕を含む。）しようとする建築主は、建築の際、当該建築物に防犯設備を整備するよう努めることとし、防犯設備の整備に当たっては、建築確認申請前に当該建築物がある区域を管轄する警察署に協議することを建築主の責務としています。

内　　容

建築主は、不法侵入者等による盗難等の被害を防止するため、建築物の防犯対策を中心に警察署と協議し、協議書の写しを区に提出することとしています。

【対象となる建築物】

共同住宅：一棟の戸数が７戸以上のもの

ホ テ ル：旅館業法第２条第１項に規定する旅館業に係る建物

雑居ビル：３以上の階数を有し、かつ延べ面積が 100 ㎡を超える建築物で、２以上の店舗（※）が入居する建築物

※店舗とは、次の用途に供されるものをいいます。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業

（３）飲食店

（４）物品販売業

（５）物品賃貸業

（６）貸金業法第２条第１項に規定する貸金業

根拠法令等

安全で安心できる港区にする条例

安全で安心できる港区にする条例施行規則

事業開始時期

平成 15 年４月

事業の状況

【協議書提出件数】　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
愛宕警察署	7	0	7	9	10
三田警察署	14	8	11	10	11
高輪警察署	8	9	11	10	8
麻布警察署	17	16	20	14	13
赤坂警察署	12	5	19	12	8
東京湾岸警察署	0	0	0	0	0
合計	58	38	68	55	50

防犯カメラ等の設置支援等	各総合支所 協働推進課
	生活安全担当

概　　要

区では、区民や事業者等で構成される団体が実施する生活安全活動及び町会・自治会等の地域団体が地域の安全・安心確保のために道路等に設置する防犯カメラ等について、その経費を一部補助しています。

内　　容

（１）防犯カメラ整備費

町会・自治会、商店会等の地域団体が、当該地域の道路等における区民等の安全確保及び犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラの整備に要する経費です。

令和８年度から防犯カメラの設置を更に促進するため、整備費用について、区の負担割合を 23／24 から 49／50 に、補助上限額を 1,920 万円から 1,960 万円、防犯カメラ１台当たりの補助上限額を 60 万円から 65 万円に改めました。

補助金額　＝ 整備経費×49／50（1,960 万円を上限）

※防犯カメラ１台当たりの整備費用につき、65 万円を上限

※防犯カメラ設備の更新については、原則として整備完了後７年を経過していること。

（２）防犯カメラ運用経費

上記（１）「防犯カメラ整備費」の補助により町会等が設置した防犯カメラの運用に要する経費です。

補助金額　＝ 運用経費（防犯カメラ１台につき、２万円を上限）

（３）防犯カメラ維持管理経費

上記（１）「防犯カメラ整備費」の補助により町会等が設置した防犯カメラの維持管理に要する経費です。

①　防犯カメラ保守点検に係る費用の総額（１設置団体当たり 200 万円を上限）

②　防犯カメラの修繕に係る費用の総額（防犯カメラ１台当たり 20 万円を上限）

（４）生活安全活動費

区民等及び事業者を構成員とする団体が、自主的に実施する生活安全意識の向上、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動に要する経費です。

補助金額　＝ 活動経費×３／４（15 万円を上限）

根拠法令等

安全で安心できる港区にする条例

安全で安心できる港区にする条例施行規則

港区安全安心まちづくり補助金交付要綱

港区防犯カメラ整備補助基準

事業開始時期

防犯カメラ整備費・生活安全活動費：平成 15 年４月

防犯カメラ維持管理費：平成 19 年４月

防犯カメラ運用経費：令和５年４月

事業の状況

（１）防犯カメラ整備費（平成 25 年度から各総合支所で実施）

年度	団体数		補助金額（千円）	整備内容	設置日
3	合計	10 団体	23,719	－	－
4	合計	14 団体	23,513	－	－
5	合計	９団体	36,593	－	－
6	合計	10 団体	29,154	－	－

年度	団体名		補助金額（千円）	整備内容	設置日
7	ラ･ピスタ新橋地元連絡協議会		3,584	更新	令和８年２月１日
	飯倉三・四丁目町会		4,024	新設及び更新	令和８年３月２日
	六本木防犯カメラ運営協議会		2,400	新設及び更新	令和８年２月 17 日
	六本木材木町町会		1,800	新設	令和８年２月 10 日
	日赤通り商栄会		943	新設	令和８年２月 20 日
	ツイン一の橋自治会		744	新設	令和７年 12 月 26 日
	麻布宮村町会		600	新設	令和８年１月 26 日
	西麻布霞町町会		548	更新	令和８年２月 28 日
	仲笄町会		421	更新	令和７年 12 月 23 日
	麻布本村町会		400	更新	令和８年１月８日
	赤坂みすじ通り会		10,112	更新	令和７年 12 月 26 日
	赤坂東一・二丁目町会		9,000	新設及び更新	令和８年２月１日
	赤坂一ツ木通り商店街振興組合		7,582	新設及び更新	令和８年２月 16 日
	赤坂福吉町会		1,908	新設	令和８年１月 20 日
	青山外苑町会		548	新設	令和８年２月 18 日
	白金台町二丁目町会		6,325	新設	令和８年２月 12 日
	高輪北町親和会		548	新設	令和８年２月 19 日
	白金三光第五町会		458	新設	令和８年３月 19 日
	合計	18 団体	51,945		

（２）防犯カメラ運用経費（令和５年度から各総合支所で実施）

年度	団体数		補助台数（台）	補助金額（千円）
5	合計	49 団体	609	4,299
6	合計	50 団体	622	5,049
7	合計	48 団体	607	5,070

（３）防犯カメラ維持管理費（平成 25 年度から各総合支所で実施）

年度	団体数		補助台数（台）	補助金額（千円）
3	合計	47 団体	620	7,471
4	合計	47 団体	627	7,911
5	合計	42 団体	533	10,647
6	合計	43 団体	523	12,019
7	合計	45 団体	627	13,822

（４）生活安全活動費（平成 18 年度から各総合支所で実施）
※過去５年間申請実績なし

住まいの防犯対策助成事業	各総合支所 協働推進課
	生活安全担当

概　　要

空き巣被害等の防止には、区民の防犯意識の向上とあわせ、侵入されにくい建物にすることが効果的であることから、防犯性能の高い錠などの建物部品の取付けなど住まいの防犯対策に要する費用の一部を助成します。

内　　容

区内に居住し、住民登録をしている世帯を対象としています。自宅玄関錠の交換や補助錠の取付け、窓への防犯フィルムの貼付などの区が定めた箇所及び品目による防犯対策に要する費用が5,000円以上のものを助成対象とし、その４分の３（上限40,000円）を助成します。

過去の申請状況にかかわらず、各年度につき１回限りです。

根拠法令等

港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事業開始時期

平成18年６月

事業の状況

年度	3	4	5	6	7
助成件数	18	46	48	72	564
助成金額（千円）	167	405	446	685	16,343

※平成25年度から各総合支所で実施

共同住宅防犯対策助成事業	各総合支所 協働推進課 生活安全担当

概　　要

建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図るため、区内の共同住宅（マンション及び賃貸住宅をいう。）の管理組合等又は所有者に対して、当該共同住宅の共用部分等への防犯機器の新たな設置に要する費用の一部を助成します。

なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯診断を実施します。

内　　容

（１）助成対象者

①　区内の分譲マンション管理組合等及び公共住宅等に居住している住民で構成されている団体等（管理組合が存在しないマンションについては、区分所有者の２分の１以上の者で構成する団体で区長が特に認める団体も含む）

②　区内の賃貸住宅所有者（個人・法人問わず）

（２）助成内容

区負担による防犯診断を実施した上で、助成対象建物へ区が定める助成対象機器を新たに設置する場合に、費用総額の２分の１（上限 50 万円）を助成します。

また、当該助成制度を利用し設置した防犯機器について、機器の更新をする場合に、設置から７年を経過した後、その翌年度以降に再度申請を受付し、助成します。

なお、補助率等は、新たに設置する場合と同じです。

（３）助成対象機器（共用部分等に取り付けた場合を対象）

①　防犯カメラシステム（システム一式を対象）

②　センサー付ライト・センサー付アラーム

③　オートロックシステム

④　その他、区長が必要と認めたもの

根拠法令等

港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱

事業開始時期

平成 20 年６月

事業の状況

年度	3	4	5	6	7
助成件数	15	13	17	20	21
助成金額（千円）	4,214	4,163	4,808	6,094	5,919

※平成 25 年度から各総合支所で実施

落 書 き 消 去 支 援	生活安全担当

概　　要

落書きは犯罪であり、美観を損ね、地域の無関心を想起させ更なる犯罪を誘発するおそれがあるため、放置せず消去しなければなりません。

区は、区民、事業者、関係機関と協働し、キャンペーン等により消去活動を行っています。

また、令和元年度からは対策を強化し、消去面が大きい等、個人での作業が困難な場合に、消去事業者の無料派遣や再発を防止するため、落書きが繰り返されている場所への落書き禁止ポスター（日本語、英語、中国語、ハングル対応）の配布を実施しています。

区民等に対して落書きの消去の支援を行うことにより、まちの美観を確保するとともに、犯罪が起きにくいまちづくりを推進し、安全で安心な生活環境をめざします。

内　　容

（１）支援対象者

区民等、町会、自治会等地域団体、事業者

（２）支援内容

① 落書き消去剤、ウエス等の無料貸与・支給

② （①で消去できない場合）塗装専門事業者の無料派遣

根拠法令等

港区落書き消去支援要綱

事業開始時期

平成 29 年 10 月

事業の状況

年度	3	4	5	6	7
消去支援件数	58	114	63	23	44
カメラ貸与（台数）	3	－	－	－	－

※令和３年度末で落書き対策防犯カメラの貸与を終了しました。

区民防犯研修会	生活安全担当

概　　要

防犯に関する知識を活用し、犯罪企図者から身を守るには、その知識を習得するとともに、いざというときの「場面」を疑似的に体験し、訓練を積んでおくことが必要です。

そこで、講義形式と併せ実際に体験して学ぶことを重視する実践的な防犯研修会を開催します。

事業開始時期

平成25年３月

事業の状況

年度	開催日	内容	参加人数
3	令和４年 1月31日	テーマ：特殊詐欺被害防止公演会 ～プロの役者が特殊詐欺の手口や防犯対策を迫真の演技でお伝え！～ （講師：㈱自然堂）	５人
	令和４年 ２月７日	テーマ：親子で学ぼう、防犯教室 （講師：日本こどもの安全教育総合研究所理事長 宮田氏）	26人
	令和４年 ３月７日	テーマ：特殊詐欺被害防止講習会 ～三田警察署の警察官が、特殊詐欺の手口や防犯対策をお話！～ （講師：三田警察署生活安全課　須田氏）	４人
	令和４年 ３月11日	テーマ：景色から危険を予測しよう！ （講師：特定非営利活動法人地域安全マップ協会 中尾氏）	12人
	令和３年度参加人数計		47人
4	令和４年 ７月１日	テーマ：特殊詐欺被害防止講習会 （講師：麻布警察署生活安全課　寺西氏・佐々木氏） ※13日は劇による講演も実施（㈱自然堂）	12人
	令和４年 ７月12日		７人
	令和４年 ７月13日		18人
	令和４年 ７月19日		18人
	令和４年 ７月25日		15人
	令和５年 ２月９日	テーマ：みんなで学ぼう、防犯教室 （講師：日本こどもの安全教育総合研究所理事長 宮田氏）	26人
	令和４年度参加人数計		96人

年度	開催日	内容	参加人数
5	令和５年 ９月 12 日	テーマ：落語と警察署員から学ぶ　特殊詐欺被害防止講習会 （講師：一般社団法人 Lauqhter ピン芸人 かける氏、高輪警察署生活安全課　小松澤氏）	20 人
	令和６年 １月 30 日	テーマ：みんなで学ぼう、防犯教室 （講師：日本こどもの安全教育総合研究所理事長 宮田氏） ※１日に２度開催（１回目：23 人、２回目：26 人）	49 人
	令和６年 ２月 27 日	テーマ：落語と講話で学ぶ　特殊詐欺被害防止講習会 （講師：一般社団法人 Lauqhter ピン芸人　かける氏、港区しんきん協議会　芝信用金庫　横須賀氏、赤坂警察署生活安全課　福田氏）	44 人
	令和６年 ３月 15 日	テーマ：景色から危険を察知！防犯力を高めよう　地域安全講習会 （講師：特定非営利活動法人地域安全マップ協会 中尾氏）	13 人
	令和５年度参加人数計		126 人
6	令和６年 ９月 27 日	テーマ：体験して学ぶ！特殊詐欺被害防止講習会 （講師：飯塚氏　※東京都から派遣）	16 人
	令和６年 11 月７日	テーマ：女性のための犯罪被害防止講習会 （講師：NPO 法人ライフライツ　インパクト東京代表 森山氏、三田警察署生活安全課　戒能氏）	106 人
	令和７年 ２月 14 日	テーマ：子どもの防犯教室、みんなと安全安心に小学校へ！ （講師：日本こどもの安全教育総合研究所理事長 宮田氏）	18 人
	令和７年 ２月 27 日	テーマ：特殊詐欺被害防止講習会 （講師：芝信用金庫　コンプライアンス統括室室長 石井氏、㈱自然堂）	43 人
	令和６年度参加人数計		183 人

年度	開催日	内容	参加人数
7	令和７年 ５月 31 日	テーマ：歩きながら防犯対策！地域安全講習会 （講師：地域安全マップインストラクター　中尾氏）	６人
	令和７年 ７月 31 日	テーマ：特殊詐欺被害防止講習会 （講師：東京都派遣）	12 人
	令和７年 10 月 30 日	テーマ：女性のための犯罪被害防止講習会 （講師：NPO法人ライフライツ　インパクト東京代表森山氏）	80 人
	令和７年 11 月 22 日	テーマ：まちの危険を歩いて発見！地域安全講習会 （講師：地域安全マップインストラクター　中尾氏）	４人
	令和８年 ３月５日	テーマ：講話と演劇から学ぶ！特殊詐欺被害防止講習会 （講師：芝信用金庫　コンプライアンス統括室室長石井氏、㈱自然堂）	56 人
	令和８年 ３月９日	テーマ：若者を犯罪集団から守るための実演式講話 （講師：東京都派遣）	44 人
	令和８年 ３月 11 日	テーマ：子どもの防犯教室 （講師：日本こどもの安全教育総合研究所理事長宮田氏）	25 人
	令和７年度参加人数計		227 人

特殊詐欺被害防止対策の推進	生活安全担当

概　　要

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の手口は日々巧妙化しており、被害は高齢者に限らず若年層にも拡大しています。

これらの状況を踏まえ、特殊詐欺被害の防止に向けて、必要な対策を講じます。

内　　容

（１）自動通話録音機貸与

呼出音が鳴る前にかかってきた電話全てに自動で警告音声を流し、通話を実際に録音することで、還付金詐欺等に対する抑止効果が期待できる自動通話録音機を区内の全世帯を対象に無料で貸し出し、特殊詐欺に対する日ごろの備えを支援します。

（２）啓発

文字の大きさやデザインに留意したわかりやすいチラシ等による啓発を継続して行います。啓発に当たっては庁内関係部署との連携を最大限に活かします。また、区内警察署と連携して特殊詐欺被害防止講習会を実施するなど、実際の手口や防犯対策を周知、啓発しています。

事業開始時期

平成27年７月

事業の状況

（１）区広報紙・広報番組を活用した啓発を不断に実施
（２）みなと区民まつり、長寿を祝う集い等イベントを活用した啓発を実施
（３）区内警察署と連携した取組を実施（特殊詐欺被害防止講習会の講話等）
（４）みんなと安全安心メールによる啓発（令和７年度配信数：21件）
（５）自動通話録音機貸与状況

（単位：台）

年度	3	4	5	6	7
貸与数	319	289	209	249	121

みんなと安全安心ハンドブック	生活安全担当

概　　要

区民の生活安全意識の向上・犯罪被害の未然防止のため、啓発資料を作成・配布しています。

内　　容

区民の生活安全意識の向上や来街者が安全安心に観光できるように、防犯・防火対策や生活マナー等の注意点をまとめたハンドブックです（４か国語版：日本語・英語・中国語・ハングル)。

※日本語・英語版はハンドブックの配布及びデータの配信、中国語・ハングル版はデータ配信のみ

事業開始時期

平成 26 年３月初版

事業の状況

防犯知識等を広く周知するために、区有施設や関係団体等への配布を行っています。

（１）発行部数　2,500 部（令和６年度改訂版）

（２）配布先

・各地区総合支所（区民課・協働推進課）
・港区国際交流協会
・港区観光インフォメーションセンター
（札の辻スクエア、東京タワー、東京モノレール浜松町駅）
・区内警察署
・区内消防署

メールによる防犯情報の提供	生活安全担当

概　　要

生活安全に関する情報を「みんなと安全安心メール」として登録した方に配信しています。

内　　容

警察・消防等からの提供により得た、犯罪発生情報等防犯・防火に関する情報を、事前に登録した方の携帯電話やパソコンにメールで配信しています。

事業開始時期

平成18年６月

事業の状況

（１）みんなと安全安心メール配信件数（単位：件）

年度	配信件数	
3	合計	75
4	合計	101
5	合計	98
6	合計	88

（単位：件）

年度	配信内容	配信件数
7	不審者情報	36
	刑法犯（暴行など）	12
	特殊詐欺関連	21
	放火・火災予防関連	3
	港区からのお知らせ	4
	その他（意識啓発など）	10
	合計	86

（２）みんなと安全安心メール登録アドレス数（令和８年３月31日現在）（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
アドレス数	11,854	11,823	11,525	11,113	11,099

みんなとパトロール	各総合支所 協働推進課
	生活安全担当

概　　要

「自分たちのまちの安全は自分たちで守る」という防犯意識の向上を図りながら、区民、事業者、行政等が一体となって、生活の安全確保と犯罪機会の未然防止のためのパトロールを実施しています。

内　　容（みんなとパトロールとは、以下の３つのパトロールの総称です。）

（１）地域パトロール

区内の町会・自治会、商店会、各地区生活安全活動推進協議会等が独自にパトロール隊を組織し、実施しています。

（２）青色防犯パトロール（業者委託パトロール）

犯罪の機会を未然に防止する目的で、民間警備会社に委託し、青色回転灯装備車両により 24 時間体制でパトロールを実施しています。

車両及び徒歩により通学路の安全安心を確保する「通学路パトロール」、保育園、幼稚園、児童館、公園などを巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、帰宅する区民等の安全を守るための「夜間パトロール」があります。また、道路や公園などにおける安全確認、違法放置物等の報告・撤去等、看板等不法占用物件の確認･啓発業務や突発的な事件・事故対応等の業務も行っています。

※平成 25 年度から各総合支所で実施

（３）職員パトロール

区所有の自転車のかごの部分に防犯プレートを取り付け、職員が職務で利用する際にパトロールを実施しています。

事業開始時期

業者委託パトロール　　平成 16 年２月
職員パトロール　　平成 18 年８月

事業の状況

【令和７年度業者委託パトロールの概要】

（１）平日・土曜

実施時間	車両数
午前７時～午後 11 時	５台
午後 11 時～翌朝午前７時	２台

（２）日曜・祝日・年末年始

実施時間	車両数
午前７時～翌朝午前７時	２台

子どもの見守り活動の支援	生活安全担当

概　　要

子どもの安全確保及び地域の防犯力の向上の観点から、ＰＴＡ等が行う通学路での防犯活動の支援を行っています。

内　　容

ＰＴＡ等が、児童・生徒が登下校する時間帯にあわせて、通学路での声かけや安全確保の活動を実施する際に必要な物品（ベスト、腕章及び自転車用プレート）を貸与しています。

事業開始時期

平成18年７月

事業の状況

（１）貸与対象

港区立小中学校のＰＴＡ等

（２）貸与実績

年度	3	4	5	6	7
ベスト（枚）	0	0	0	0	0
腕章（個）	226	230	315	150	55
自転車用プレート（枚）	70	100	70	15	10

ながら見守り連携事業	生活安全担当

概　　要

区民と直接ふれあう機会が多い地域に密着した事業者に、日常業務をしながら見守りに協力してもらうことで、地域の防犯力を高め、子どもや高齢者等が安全で安心して暮らすことができる港区とすることを目的とする事業です。

内　　容

（１）区の役割

犯罪発生状況、区民等が防犯上の不安を感じる等の場所（見守り場所）及びながら見守り連携事業に関連する区の取組について、随時情報を事業者に提供し、事業者に必要な支援を行います。

（２）事業者の役割

業務に支障がない範囲で、以下①から③までを実施します。

① 通学路等の見守り場所で速度を落として通行し、声かけにより子どもや高齢者等の犯罪被害その他の危険※に気を配ります。

② 子どもや高齢者等の犯罪被害その他の危険を認知した際は、区や警察等に通報し、一時的に保護する等の必要な対応を行います。

③ ながら見守り連携事業に関連する区の取組に協力します。

※犯罪被害その他の危険とは

犯罪被害、犯罪被害につながりうる事案（誘拐・わいせつ目的と思われる声かけ、詐欺と思われる電話、消費に関するトラブル等）、訪問時等に異変がある状況（虐待を受けている疑いがある等）、徘徊、迷子、急病、交通事故等をいいます。

（３）手法

互いの役割などを定める協定によります。

事業開始時期

平成 28 年９月

事業の状況

年度	協定締結年月	企業名
28	平成 28 年９月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
29	平成 29 年４月	港区しんきん協議会
	平成 29 年６月	日本郵便株式会社
30	平成 30 年６月	港区新聞販売同業組合
	平成 30 年 10 月	佐川急便株式会社関東支店
	平成 31 年１月	東京ヤクルト販売株式会社
元	令和元年 12 月	東京ガス株式会社 東京ガスリックリビング株式会社
2	令和２年 11 月	ヤマト運輸株式会社東京港主管支店
	令和３年３月	大塚製薬株式会社
3	令和３年 12 月	明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社
5	令和５年４月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	令和５年 12 月	ワタミ株式会社
6	令和７年２月	東急セキュリティ株式会社

ＭＩＮＡＴＯフラッグ制度	生活安全担当

概　　要

ＭＩＮＡＴＯフラッグ制度は、区の安全・安心に関する取組に賛同・協力する夜間営業事業者と連携し、夜の観光振興と区民や来街者が安全で安心して楽しめる環境の確保を両立させることを目指す事業です。フラッグを掲げることで、安全・安心のための取組に協力する店舗であることが一目で分かり、フラッグを掲げる店舗を増やすことで、まちのイメージアップを図ります。

内　　容

（１）対象事業者

午後８時から翌日午前０時まで（又はその一部）の時間に営業する事業者

（２）区の役割

申込みのあった夜間営業事業者へ、ＭＩＮＡＴＯフラッグ（青い小旗）を交付します。

区の観光イベントや、民間企業と連携した様々な広報媒体を通じて、フラッグを掲げている店舗が、区の安全・安心に関する取組に協力する事業者であることを周知していきます。

（３）事業者の役割

ＭＩＮＡＴＯフラッグを店舗の入口等に掲げ、区の取組に協力する事業者であることをＰＲします。

【賛同・協力内容】

・客引きを利用した営業はしません。
・暴力団と交際せず、利用もしません。
・看板等を設置する際は、通行の妨害とならないよう配慮します。
・ゴミ出しのルールを守ります。
・各種法令を遵守するとともに近隣の迷惑となる行為はしません。
・パトロール等、地域の安全・安心の取組に参加・協力します。
・夜のまちの健全なにぎわいに向けた区や地域の取組に協力します。

事業開始時期

令和元年７月

事業の状況

フラッグ事業者登録数（年度末時点）　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
登録数	723	699	681	578	717

防犯カメラ貸与事業	生活安全担当

概　　要

落書きや不法投棄等の迷惑行為があり、防犯カメラを必要としている建物等の所有者等に簡易的な防犯カメラを貸与し、迷惑行為の抑止を図り、犯罪が起きにくい安全で安心できるまちづくりを推進することを目的とします。

内　　容

（１）貸与対象者

①迷惑行為のあった区内の建物等の所有者又は管理者

②迷惑行為を受けた個人(建物等の所有者等でない場合は、その許諾を得た者)

（２）貸与期間

貸与期間は、原則として３か月とします。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、１回に限り、貸与期間を更に３か月延長することができます。

（３）費用負担

貸与に係る費用（防犯カメラの設置・撤去、設置当初の乾電池、記録媒体）は無償とします。

貸与期間に生じる費用（電池交換等）は借受者の負担とします。

事業開始時期

令和４年 10 月

事業の状況

カメラ貸与数（年度末時点）　（単位：台）

年度	4	5	6	7
貸与数	43	33	23	38

港区の紋章は、昭和２４年７月３０日に制定されました。
旧「芝・麻布・赤坂」の三区を一丸とし、その象徴として
港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区「 区の木・区の花 」

区の木　ハナミズキ　　区の花　アジサイ　　区の花　バラ

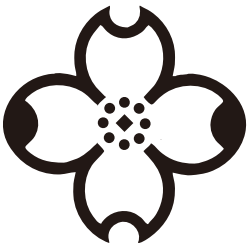

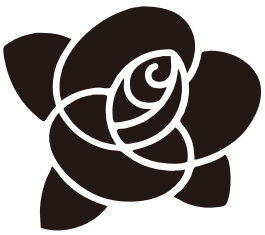

発行番号 2026099-6211

港区の防災危機管理

令和８年度（２０２６年度）版　事業概要

令和８年（２０２６年）８月発行

編集・発行　港区防災危機管理室防災課
東京都港区芝公園一丁目５番２５号
電話（３５７８）２１１１　代表

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。